

第4期岡山県障害福祉計画（最終案）

平成27年2月

岡山県

目 次

第1章	計画策定の考え方	P 1
1	計画策定の背景	P 1
2	計画の位置付け	P 5
3	計画期間	P 7
4	計画の基本理念と重点的な視点	P 8
第2章	障害のある人の状況	P11
1	障害のある人の定義	P11
2	障害のある人の推移	P11
3	身体障害のある人の状況	P12
4	知的障害のある人の状況	P13
5	精神障害のある人の状況	P14
6	難病のある人の状況	P15
第3章	区域の設定	P16
1	設定の考え方	P16
2	計画で定める区域	P16
第4章	第3期岡山県障害福祉計画の実績について	P19
1	数値目標の達成状況	P19
2	障害福祉サービスの利用状況	P25
3	岡山県地域生活支援事業の実施状況	P32
第5章	目標の設定	P35
1	成果目標	P35
2	活動指標	P39
3	その他の目標	P40
第6章	地域生活移行の促進	P41
第7章	就労移行の促進及び所得の向上	P49
第8章	障害福祉サービスの必要な見込量とその確保の方策	P56
1	必要なサービスの見込量とその確保の方策	P56
2	指定障害者支援施設の必要入所定員総数等	P69
3	圏域ごとの障害福祉サービスの見通し及び基盤整備の方策	P71
4	精神障害のある人の地域生活への移行の促進	P81
第9章	障害児への支援	P82
1	障害児支援サービスの利用状況	P83
2	障害児支援の整備状況	P85
3	障害児支援の見込量	P86
第10章	人材の養成・確保と資質の向上等	P92
第11章	岡山県地域生活支援事業の実施	P96
第12章	計画目標等における実績把握・分析評価等	P105

(資料編)

参考資料1	第4期岡山県障害福祉計画策定に係るアンケート調査結果(抜粋)	P106
参考資料2	岡山県障害者施策推進審議会条例	P108
参考資料3	岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会委員名簿	P111
参考資料4	第4期岡山県障害福祉計画策定経過の概要	P112

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の背景

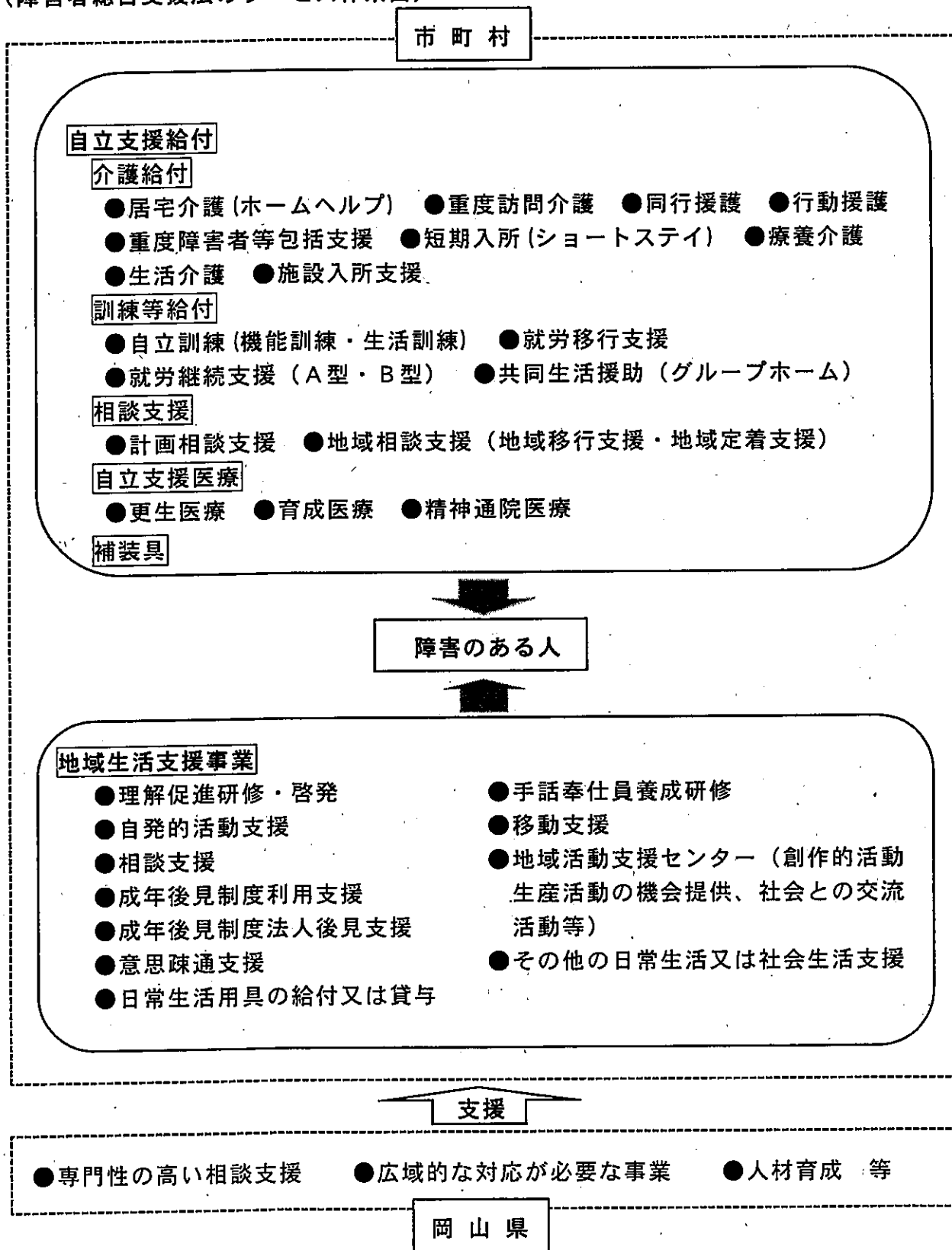
平成18年4月に施行された障害者自立支援法に代わり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が平成25年4月に施行されました。この法律に基づき、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援に総合的に取り組んでいます。（参考資料1-1参照）

また、障害者虐待の防止や養護者に対する支援に関する施策を推進し、障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的とした障害者虐待防止法が、平成24年10月に施行され、平成26年1月には、障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした障害者権利条約が我が国でも批准されました。

条約の批准に先立ち、平成23年8月には障害者基本法が改正され、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指すことが盛り込まれました。さらに、平成25年6月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法が制定され、平成28年4月の施行に向けて準備が進められています。

本県では、障害者自立支援法に基づき、平成18年度から20年度までを計画期間とする岡山県障害福祉計画（以下「第1期計画」といいます。）、平成21年度から23年度までを期間とする第2期岡山県障害福祉計画（以下「第2期計画」といいます。）及び平成24年度から26年度までを期間とする第3期岡山県障害福祉計画（以下「第3期計画」といいます。）を策定し、同法に基づく障害福祉サービス等の基盤整備を推進してきましたが、このたび、第3期計画の計画期間が終了することから、その進捗状況や実施上の課題等を踏まえ、障害者総合支援法に基づく、平成27年度から29年度までを計画期間とする第4期岡山県障害福祉計画（以下「第4期計画」といいます。）を策定するものです。

参考資料 1-1 障害者総合支援法のサービス体系及びサービス内容
 (障害者総合支援法のサービス体系図)



(障害者総合支援法のサービス内容の概要)

介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)、移動の援護などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援 (障害者支援施設での 夜間ケア等)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介助等の必要性が認定される人にはそれらのサービスを提供します。
相 談 支 援	計画相談支援	障害福祉サービス等の支給決定前にサービス利用計画案を作成し、サービス事業者等との連絡調整のうえ、支給決定後に同計画を作成します。また、サービスの利用状況等の検証を行い、同計画の見直しを行います。
	地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する人に、住居の確保や地域生活移行のための活動に関する相談支援などを行います。
	地域相談支援 (地域定着支援)	単身で生活している人に、常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性により生じた緊急の事態等に対処するための相談支援などを行います。
地 域 生 活 支 援 事 業	(1) 専門性の高い相談 支援事業	障害者就業・生活支援センターの運営、発達障害者支援センターの運営等を通じて、専門性の高い相談支援を行います。
	(2) 広域的な支援事業	市町村域を越えた広域的な支援を行います。
	(3) 各種人材の養成・ 資質向上	障害程度区分認定調査員、相談支援従事者、サービス管理責任者、手話通訳者等の人材を養成するとともに、資質の向上に向けた取組を行います。
	(4) その他の事業	障害のある人の社会参加を促進するため、スポーツ・レクリエーション教室の開催や生活訓練、情報支援等を行います。

※地域生活支援事業には県の取組を記載しています。

参考資料1-2 障害者総合支援法の施行

平成24年6月27日に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）」が公布され、平成25年4月1日から「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に名称変更されました。

その他この法律において変更された主な内容は次のとおりです。（3及び4①～③の施行期日は、平成26年4月1日）

1 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

2 障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応）

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

3 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

4 障害者に対する支援

- ①重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）
- ②共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- ③地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）
- ④地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

5 サービス基盤の計画的整備

- ①障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ②基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

6 検討規定（法施行後3年を目途として、以下について検討）

- ①常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ②障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

2 計画の位置付け

この第4期計画は、障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して策定するものです。

また、この計画は、市町村障害福祉計画の達成に資するため、同計画との整合を図りながら、広域的な観点から障害福祉サービス等の必要な量の見込みやその提供体制の確保に関する基本的な事項を定めるとともに、具体的な数値目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき推進方策等を定めています。なお、通所支援事業所等専門的な支援機関と連携し、障害児の支援体制を確保するため、今般の第4期計画から、障害児支援について計画に盛り込んでいます。

さらに、この計画は、障害のある人のための施策に関する基本計画として策定した第2期岡山県障害者計画の生活支援分野の実施計画として、障害のある人への支援の一層の充実を図るものです。

あわせて、関連する他の県計画（岡山いきいき子どもプラン2015、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画など）との整合を図っています。

障害者総合支援法（抄）

（都道府県障害福祉計画）

第89条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

＜市町村障害福祉計画・第2期岡山県障害者計画との関係＞

第2期岡山県障害者計画（基本計画）

○障害者基本法に規定された障害のある人のための施策全般にわたる基本理念、整備目標及び各種施策等を定めたもの（障害者基本法第11条第2項）

調和

第4期岡山県障害福祉計画（実施計画）

【県障害福祉計画で定める主な事項】

- ① 地域生活や一般就労への移行の平成29年度における成果目標を設定
- ② 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- ③ 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- ④ 障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置
- ⑤ 岡山県地域生活支援事業の実施に関する事項

整合を図る

市町村障害福祉計画

【市町村障害福祉計画で定める主な事項】

- ① 地域生活や一般就労への移行の平成29年度における成果目標を設定
- ② 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその確保のための方策
- ③ 市町村地域生活支援事業の実施に関する事項

調和

市町村障害者計画

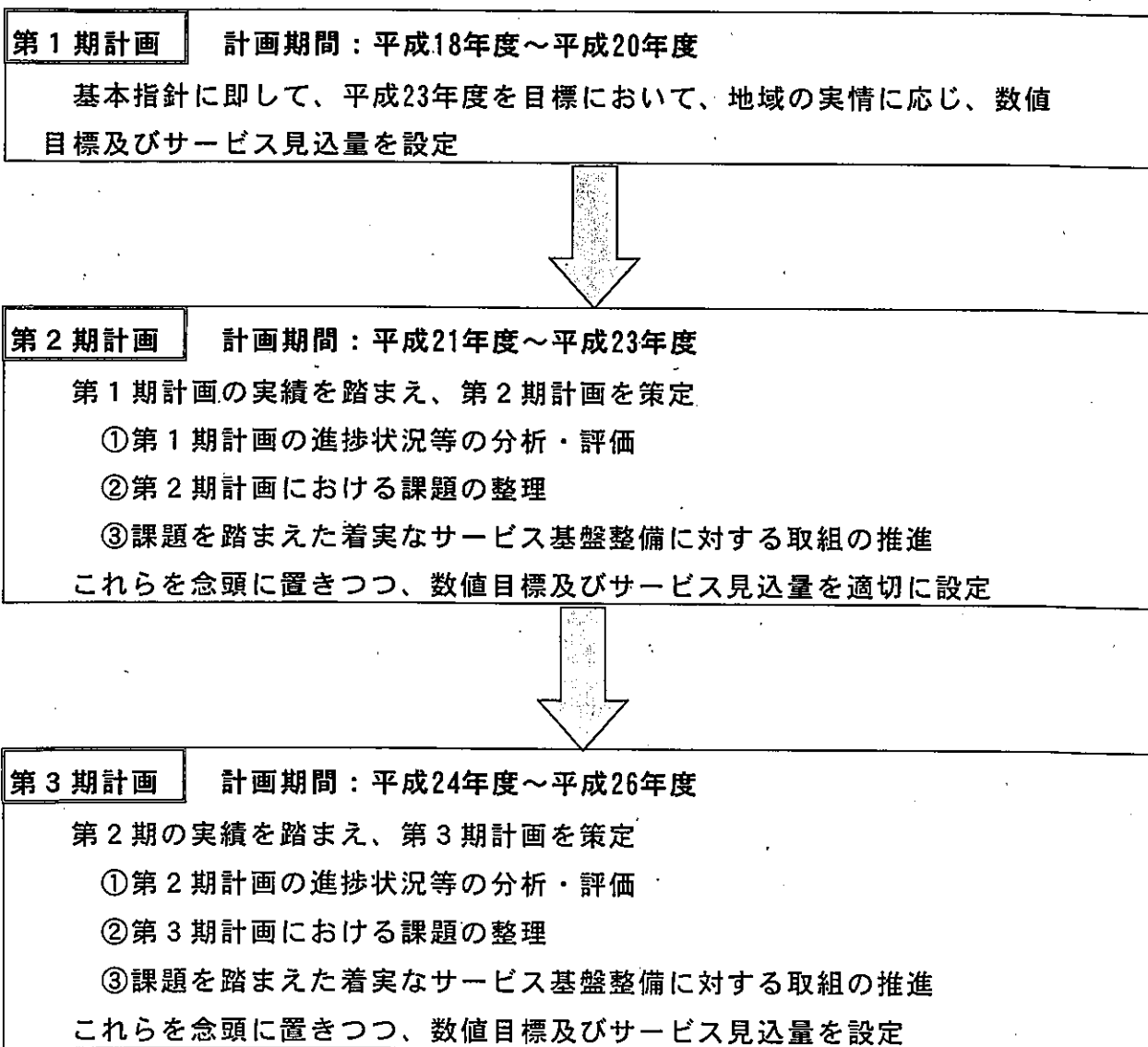
○障害者基本法に規定される障害のある人のための施策全般にわたる基本理念、整備目標及び各種施策等を定めたもの（障害者基本法第11条第3項）

3 計画期間

第4期計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3か年とします。

ただし、障害のある人を取り巻く施策の変化に対応するため、計画期間中であっても、必要に応じて改訂（又は新計画の策定）を行います。

<第1期計画から第3期計画までの計画期間等>



4 計画の基本理念と重点的な視点

(1) 計画の基本理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害のある人に社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを基本理念とし、必要な障害福祉サービス等の充実を図っていきます。

(2) 重点的な視点

(1)の基本理念を踏まえ、特に、次に掲げる5つの点に重点を置きながら、障害福祉サービス等の基盤整備の推進を図っていきます。

① 地域生活移行の促進

障害のある人が地域の中で自立した生活を営むことができるよう、グループホーム等の生活基盤を充実することなどにより、福祉施設から地域生活への移行を一層促進していきます。

② 就労移行の促進及び所得の向上

障害のある人が地域において自立した生活を営むことができるようにするためには、それぞれの個性と可能性を活かして働くことができるよう必要な支援をしていくとともに、その環境づくりを進めていくことが必要です。このため、就労移行支援サービスの推進や、障害のある人に対する就業面と生活面の一体的な支援体制の整備等により、福祉施設から一般就労への移行を促進していきます。

また、所得向上に向けた支援策の充実を図り、官公需の発注における優先調達への配慮や共同受注の促進等に努めるなど、障害のある人の福祉的就労に関する取組を一層推進していきます。

③ 障害福祉サービス量の充足

障害のある人が地域の中で共生する社会を実現していくためには、障害のある人が必要とするサービス支援を受けながら、その自立と社会参加を促進していくことが必要です。このため、次の観点から、地域（圏域）で必要とされるサービ

ス量の充足を目指し、基盤整備を推進していきます。

(ア) 訪問系サービス

県内どこでも必要な訪問系サービスが利用できることを目指して、基盤整備を推進していきます。

(イ) 日中活動系サービス

障害のある人が希望する日中活動系サービスの提供を受けられることを目指して、基盤整備を推進していきます。

(ウ) 相談支援

障害のある人が生涯にわたって地域で安心して自立した生活を送る上で相談支援体制の構築は不可欠であることから、身近な地域で相談支援が適切に実施できる体制整備を推進します。

(エ) 地域生活支援事業

多くの福祉サービスが含まれている地域生活支援事業について、障害のある人のニーズを踏まえた必要な量と質が確保されるよう、その充実に推進していきます。

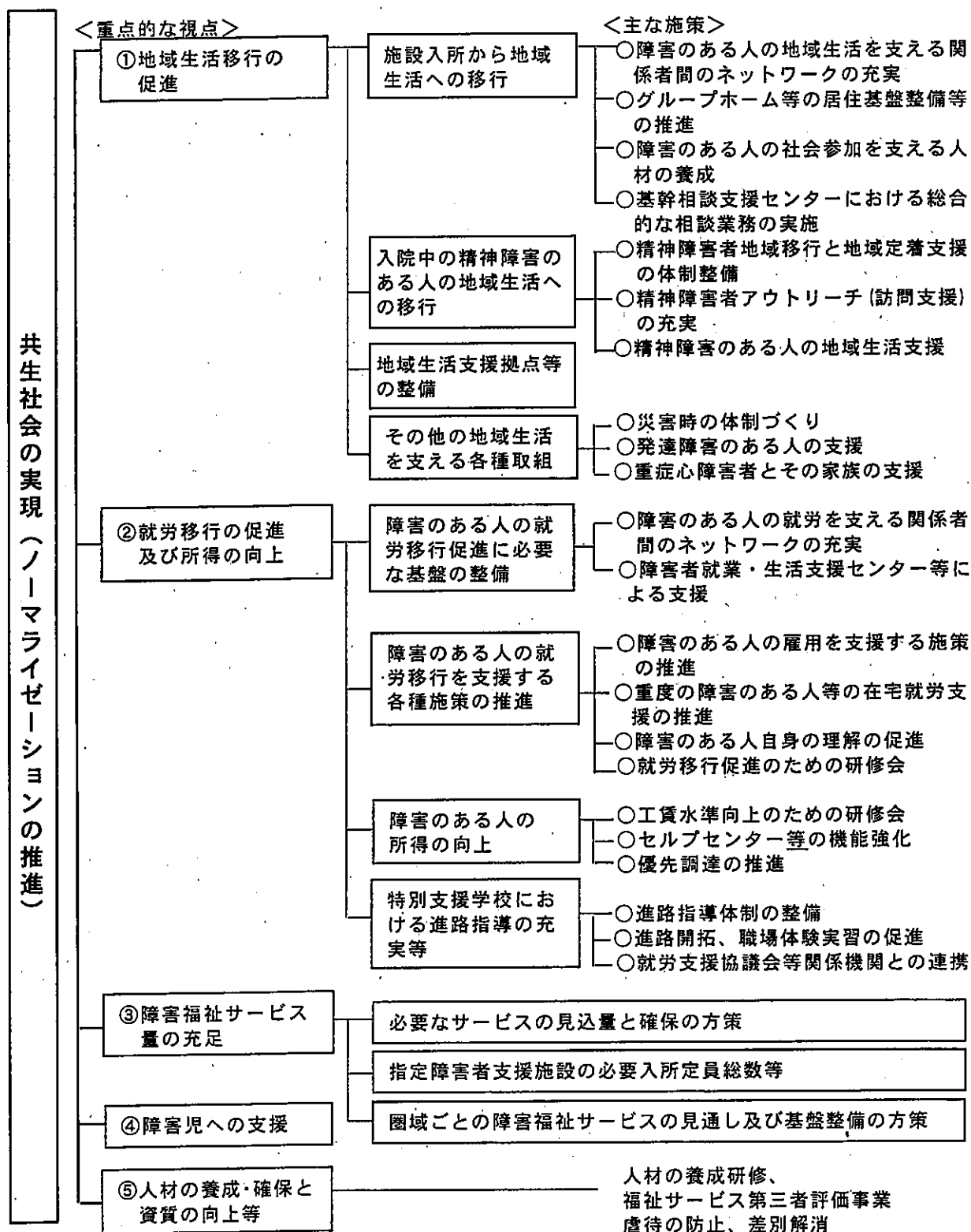
④ 障害児への支援

教育、保育、医療等の関係機関と連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要であり、通所支援事業所等専門的な支援機関と連携し、障害児の支援体制を確保していきます。

⑤ 人材の育成・確保と資質の向上等

障害福祉サービスは対人サービスであり、サービスは人が支えるとの基本的な考えの下、障害福祉サービスや地域生活支援事業等により、支援を必要とする障害のある人の地域生活や社会参加を支え、質の高いサービスが提供されるようホームヘルパーや手話通訳者等の養成、確保に努めるとともに、その資質の向上を図ります。あわせて、障害のある人の虐待防止及び差別の解消に努めます。

＜第4期岡山県障害福祉計画の重点的な視点の体系図＞



● 県地域生活支援事業

地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により、全ての重点的な視点に対応した事業を行う。

● PDCAサイクル

成果目標及び活動指標の実績を把握し、中間評価としての分析・評価を行い、必要に応じて計画の変更等を実施

第2章 障害のある人の状況

1 障害のある人の定義

- (1) 平成23年8月、障害者基本法の一部改正により、「障害者」の定義が、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と改められました。
- (2) 一方、平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、「障害者」とは、
- ① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
 - ② 知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者
 - ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者
 - ④ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの
- をいうと規定されました。なお、「障害児」については、「児童福祉法第4条第2項に規定する障害児」とされています。
- (3) 本計画は、障害者総合支援法に基づく計画であることから、(2)の定義に基づき、障害のある人の状況を次のとおり集計しました。（ただし、本計画は障害児への支援を含むものであることから、18歳未満の者も含めて集計しております。）

2 障害のある人の推移

- (1) 本県では、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する人の合計は、平成26年3月31日現在で107,253人となっています。

●手帳所持者の状況

(各年度3月31日現在)

平成20年度 (人)	平成21年度 (人)	平成22年度 (人)	平成23年度 (人)	平成24年度 (人)	平成25年度 (人)
103,423	103,931	106,117	107,714	106,547	107,253

(参考) 岡山県人口 平成26年3月31日現在 1,924,899人

(2) 種類別の手帳所持者の状況は、身体障害者手帳所持者 81,900 人(構成比 76.3%)、療育手帳所持者 15,293 人(同 14.3%)、精神障害者保健福祉手帳所持者 10,060 人(同 9.4%) (いずれも平成 26 年 3 月 31 日現在) となっています。

●種類別の手帳所持者の状況 (各年度 3 月 31 日現在)

区 分	平成20年度		平成24年度		平成25年度	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
身体障害者手帳所持者	84,578	81.8	82,665	77.6	81,900	76.3
療育手帳所持者	12,642	12.2	14,752	13.8	15,293	14.3
精神障害者保健福祉手帳所持者	6,203	6.0	8,267	8.6	10,060	9.4
合 計	103,423	100.0	106,547	100.0	107,253	100.0

3 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳を所持している人は、平成 26 年 3 月 31 日現在で 81,900 人となっており、平成 20 年度と比較すると減少していますが、県データと市町村データを突合した結果、相違が認められたため、これを平成 24 年度と平成 25 年度で修正したことが主な要因と考えられます。

障害区分別にみると、肢体不自由が 46,526 人(56.8%)と最も多く、次いで内部障害 22,848 人(27.9%)、聴覚・平衡機能障害 6,306 人(7.7%)、視覚障害 5,316 人(6.5%)、音声・言語障害 904 人(1.1%)となっています。

●身体障害者手帳所持者の障害区分別状況 (各年度 3 月 31 日現在)

区 分	平成20年度		平成24年度		平成25年度	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
視 覚 障 害	6,452	7.6	5,620	6.8	5,316	6.5
聴覚・平衡機能障害	7,075	8.4	6,494	7.9	6,306	7.7
音声・言語障害	914	1.1	913	1.1	904	1.1
肢 体 不 自 由	48,826	57.7	47,031	56.9	46,526	56.8
内 部 障 害	21,311	25.2	22,607	27.3	22,848	27.9
合 計	84,578	100.0	82,665	100.0	81,900	100.0

●身体障害者手帳所持者の年齢別状況 (各年度3月31日現在)

区 分	平成20年度		平成24年度		平成25年度	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
18歳未満	1,468	1.7	1,447	1.8	1,425	1.7
18歳以上65歳未満			21,116	25.5	20,211	24.7
65歳以上	83,110	98.3	60,102	72.7	60,264	73.6
合 計	84,578	100.0	82,665	100.0	81,900	100.0

●身体障害者手帳所持者の等級別状況 (各年度3月31日現在)

区 分	平成20年度		平成24年度		平成25年度	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
1 級	26,071	30.8	25,491	30.8	25,314	30.9
2 級	14,405	17.0	13,166	15.9	12,711	15.5
3 級	11,136	13.2	11,338	13.7	11,362	13.9
4 級	20,157	23.8	21,333	25.8	21,655	26.4
5 級	6,400	7.6	5,637	6.8	5,386	6.6
6 級	6,409	7.6	5,700	6.9	5,472	6.7
合 計	84,578	100.0	82,665	100.0	81,900	100.0

4 知的障害のある人の状況

療育手帳を所持している人は年々増加しており、平成26年3月31日現在で15,293人となっており、平成20年度からの5年間で21.0%増加しています。

等級別にみると、療育手帳B（中・軽度）の所持者の増加が大きく、同じく28.8%増となっています。また、年齢別にみると、18歳未満の人と65歳以上の人の増加が大きく、それぞれ同じく24.6%増、35.2%増となっています。

●療育手帳所持者の等級別状況 (各年度3月31日現在)

区 分	平成20年度		平成24年度		平成25年度	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
療育手帳A	4,945	39.1	5,315	36.0	5,381	35.2
療育手帳B	7,697	60.9	9,437	64.0	9,912	64.8
合 計	12,642	100.0	14,752	100.0	15,293	100.0

●療育手帳所持者の年齢別状況

(各年度3月31日現在)

区 分	平成20年度		平成24年度		平成25年度	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
1 8 歳 未 満	2,936	23.2	3,522	23.9	3,658	23.9
18歳以上65歳未満	8,759	69.3	10,043	68.1	10,355	67.7
6 5 歳 以 上	947	7.5	1,187	8.0	1,280	8.4
合 計	12,642	100.0	14,752	100.0	15,293	100.0

5 精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳を所持している人は年々増加しており、平成26年3月31日現在で10,060人と、平成20年度からの5年間で62.2%増加しています。

等級別にみると、3級の所持者の増加が著しく、同じく167.0%増となっています。

なお、発達障害のある人については、平成22年12月の障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）の改正により、精神障害のある人に位置付けられ、法に基づくサービス等の対象となることが明確化されました。（発達障害のある人には、固有の手帳制度や包括的な調査等がないことから、正確な実態は把握できていませんが、精神障害者保健福祉手帳を所持している人や患者調査における「その他の精神及び行動の障害」の区分のうちには、発達障害のある人が含まれます。）

●精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別状況

(各年度3月31日現在)

区 分	平成20年度		平成24年度		平成25年度	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
1 級	1,151	18.6	1,386	15.2	1,447	14.4
2 級	4,503	72.6	6,611	72.4	7,147	71.0
3 級	549	8.9	1,133	12.4	1,466	14.6
合 計	6,203	100.0	9,130	100.0	10,060	100.0

○厚生労働省の患者調査に基づく精神疾患のある患者の推計値

平成23年患者調査を基に県内の患者を推計すると約79,000人となります。

●患者調査

(単位：人)

区 分	平成23年
血管性及び詳細不明の認知症	3,000
その他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害	1,000
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	13,000
気分「感情」障害（そううつ病を含む）	26,000
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	14,000
その他の精神及び行動の障害	10,000
アルツハイマー病	8,000
てんかん	4,000
精 神 疾 患 計	79,000

6 難病のある人の状況

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障害児・者の範囲に難病患者が加えられ、障害福祉サービス等の対象となりました。このときの難病等の範囲は、当面の措置として、難病患者等居宅生活支援事業の対象疾病と同じ範囲（130疾病）とされていましたが、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、平成27年1月からは、151疾病に拡大されました。

【参考】

難病は、原因不明で効果的な治療方法が未だ確立されていない希少な疾病で、経過が慢性にわたるため長期の療養が必要です。いわゆる難病のうち、56疾患を対象とする「特定疾患治療研究事業」の医療受給者証の交付者数は、平成26年3月31日現在で16,262人となっています。

なお、平成27年1月から、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく新たな制度が始まり、対象疾病が56から110に拡大されました。

●特定疾患医療受給者証交付者数の状況

(各年度3月31日現在)

平成20年度 (人)	平成21年度 (人)	平成22年度 (人)	平成23年度 (人)	平成24年度 (人)	平成25年度 (人)
12,533	13,352	14,155	14,812	15,436	16,262

第3章 区域の設定

1 設定の考え方

各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定め、その確保を図っていく単位となる区域（障害者総合支援法第89条第2項第2号）については、障害のある人が生活する市町村を基本的な単位とし、きめ細かいサービスが提供されることが望まれます。

他方、市町村単位で実施することが困難な事業については、事業の内容やニーズに応じた広域的な地域単位を設定し、地域間で格差を生じさせないようサービス提供体制づくりを進める必要があります。

このため、第4期計画においても、引き続き、第2期岡山県障害者計画で定められている障害保健福祉圏域（サブ圏域を含む）の考え方を踏まえて、障害者総合支援法第89条第2項第2号の規定による区域を、次の2のとおりとします。

なお、サービス種別に対応する区域の範囲については、固定するものではなく、障害のある人を取り巻く施策の変化に対応するため、計画の改訂等を行う際には、必要に応じて見直すものとします。

2 計画で定める区域

(1) 訪問系サービス・計画相談支援

障害のある人が地域で生活する上で特に基本となる訪問系サービス及び計画相談支援については、可能な限り市町村が基本的な単位となって、きめ細かなサービス提供やその必要量の確保に努める必要があります。

このため、最も身近なこれらのサービスに係る区域については、市町村を区域とすることを基本とします。

ただし、現在、これらのサービスが広域的に提供されている実態があるとともに、小規模な市町村では対応が困難な場合も考えられるため、この計画においては、第2期岡山県障害者計画で定めているサブ圏域を含めた障害保健福祉圏域（5圏域）を区域とします。

※訪問系サービス：

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

※計画相談支援：

計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）

※サブ圏域：

第2期岡山県障害者計画では、県域を3分割し、備前圏域、備中圏域、美作圏域の3圏域に設定されていますが、障害保健福祉圏域の地理的な関係と岡山県保健医療計画の二次保健医療圏が5圏域に分かれていることを考慮して、

・備中圏域を倉敷・井笠地域と高梁・新見地域

・美作圏域を真庭地域と津山・勝英地域

に細分化し、サブ圏域として位置付けています。

(2) 日中活動系サービス（療養介護を除く）・居住系サービス（施設入所支援を除く）

・地域相談支援

これらのサービスは、主に障害者自立支援法以前の旧施設サービスが移行したサービスであり、広域的に整備を進める観点から、第3期計画までは障害福祉圏域（3圏域）を区域としてましたが、県民にとってより身近な場所に整備を図るため、第4期計画から、サブ圏域を含めた障害保健福祉圏域（5圏域）を区域とします。

※日中活動系サービス：

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、

就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、短期入所

※居住系サービス：共同生活援助

※地域相談支援：地域移行支援、地域定着支援

(3) 入所系サービス（療養介護・施設入所支援）

入所系サービスについては、障害保健福祉圏域を越えて、より広域性が求められるサービスであることから、全県域を区域とします。

なお、入所系サービスを利用している人にとっては、日中活動系サービスについても併せて基盤の整備が図られていることが必要であるため、このような点にも留意しながら、サービス基盤の適正な配置等に努めていきます。

※日中活動系サービス：療養介護

※居住系サービス：施設入所支援

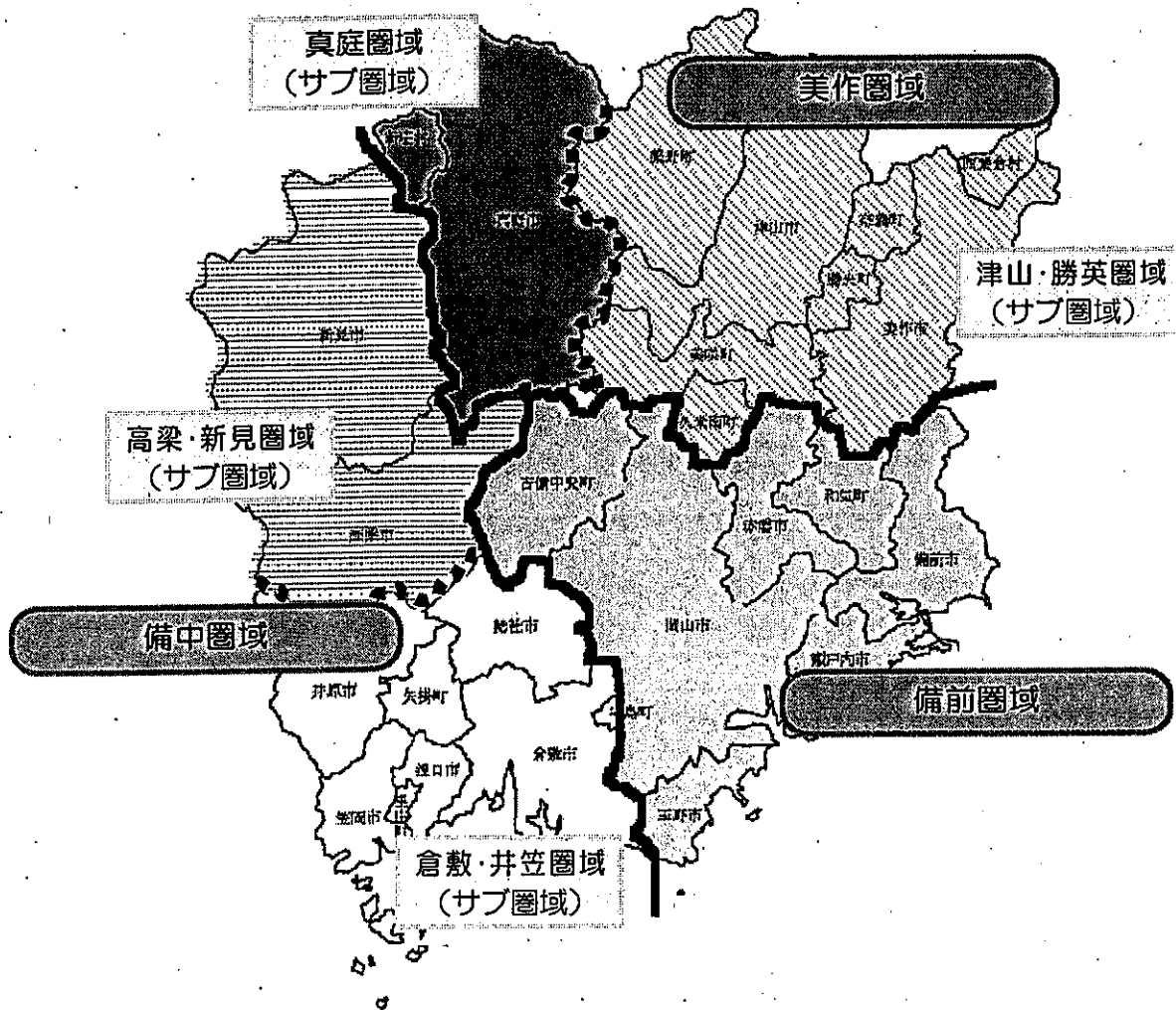
障害者総合支援法（抄）
（都道府県障害福祉計画）

第89条

2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

<岡山県障害保健福祉圏域>



圏域名	構成市町村
備前圏域	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
倉敷・井笠サブ圏域	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
高梁・新見サブ圏域	高梁市、新見市
津山・勝英サブ圏域	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
真庭サブ圏域	真庭市、新庄村

第4章 第3期岡山県障害福祉計画の実績について

1 数値目標の達成状況

(1) 地域生活移行の促進

① 施設入所から地域生活への移行

【目標】

項 目	数 値	考 え 方
基準年の入所者数 (A)	2,738人	平成17年10月1日時点の福祉施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	2,416人	平成26年度末時点の利用人数を見込む
減少見込み(A-B)	322人(11.8%)	差引減少見込み数(国目標:1割以上)
地域生活移行者数	750人(27.4%)	施設入所の地域移行者数(国目標:3割以上)

【実績】

項 目	数 値	考 え 方
基準年の入所者数 (A)	2,738人	平成17年10月1日時点の福祉施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	2,309人	平成25年度末現在の利用人数
減少数(A-B)	429人(15.7%)	差引減少数
地域生活移行者数	754人(27.5%)	施設入所から地域移行した人の数

※実績は県内の障害者支援施設を対象とした調査結果によるものです。地域生活移行者数は、平成17年10月から平成26年3月までの累計です。

【実績について】

- 平成26年度末時点における目標入所者数は、2,416人でしたが、平成26年3月末時点の利用者数は2,309人となっており、減少数429人は、平成26年度末時点での目標である322人を上回っています。
- また、地域生活移行者数については、平成25年度末時点で754人と、目標の750人を4名上回り、既に目標を達成しています。

② 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

【目標】＜1年未満入院者の平均退院率＞

項目	数値	考え方
平成20年調査時 (A)	73.9%	平成19年6月～平成20年5月の1年間の実績 (全国平均：71.2%)
平成26年度目標 (B)	77.0%	平成26年6月～平成27年5月の1年間の実績 (全国平均：76%)
増加見込(B/A-1)	4.2%	増加率(国指標：7%相当分)

【実績】＜1年未満入院者の平均退院率＞

項目	数値	考え方
平成20年調査時 (A)	73.9%	平成19年6月～平成20年5月の1年間の実績 (全国平均：71.2%)
平成24年調査実績 (B)	75.7%	平成23年6月～平成24年5月の1年間の実績
増加見込(B/A-1)	2.4%	増加率

【目標】＜5年以上かつ65歳以上の退院者数(目標値)＞

項目	数値	考え方
平成23年調査時 (A)	132人	平成23年6月の実績から推計
平成26年度目標 (B)	158人	平成26年6月～平成27年5月の1年間の目標
増加見込(B/A-1)	19.7%	増加率(国指標：2割)

【実績】＜5年以上かつ65歳以上の退院者数＞

項目	数値	考え方
平成23年調査時 (A)	132人	平成23年6月の実績から推計
平成25年調査実績 (B)	156人	平成24年6月の実績から推計
増加見込(B/A-1)	18.2%	

【実績について】

- 1年未満入院者数の平均退院率に関する目標は、平成26年度の平均退院率を77.0%とするものですが、平成24年の調査実績は75.7%であり、この時点では目標を達成できていません。しかし、平成20年調査時の73.9%と比較すると、1.8%増加して

おり、少しずつ地域生活への移行は、進んでいるものと思われます。

- 5年以上かつ65歳以上の退院者数に関する目標は、平成26年度の退院者数を158人とするものですが、平成25年の調査実績数は156人とほぼ目標を達成しており、地域生活への移行は着実に進んでいると考えられます。

(2) 就労移行の促進

① 福祉施設から一般就労への移行の促進

【目標】

項目	数 値	考 え 方
年間一般就労移行者数の現状	50.6人 (A)	過去3年間に福祉施設を退所し、一般就労した人の数の平均
(参考) 平成17年度の年間一般就労移行者数	71人 (B)	福祉施設を退所し、一般就労した人の数
目標年度の年間一般就労移行者数	202人 (Aの 4倍) (Bの2.85倍)	平成26年度中に福祉施設を退所し、一般就労する人の数 (国目標：4倍以上)

【実績】

項目	数 値	考 え 方
年間一般就労移行者数の現状	50.6人 (A)	平成20～22年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数の平均
目標年度の年間一般就労移行者数	124人 (Aの2.45倍) (Bの1.74倍)	平成25年度中に福祉施設を退所し、一般就労した人の数

※ここでいう福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）及び就労継続支援（B型）の各障害福祉サービスを提供する事業所を指します。

※実績は県内の就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等を対象とした調査結果によるものです。

【実績について】

目標では、平成26年度中の福祉施設から一般就労への移行者数を202人としていますが、平成25年度の実績は124人と、この時点では目標を下回っており、引き続き一般就労への移行に向けた取組が必要です。

② 就労移行支援事業の利用促進

【目標】

項目	数 値	考 え 方
平成26年度末の福祉施設利用者数	8,539人	平成26年度末において福祉施設を利用する人の数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	607人 (7.1%)	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人の数 (国目標：2割以上)

【実績】

項目	数 値	考 え 方
平成25年度末の福祉施設利用者数	9,478人	平成25年度末において福祉施設を利用する人の数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	190人 (2.0%)	平成25年度末において就労移行支援事業を利用する人の数

※ここでいう福祉施設とは、①と同じく、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）及び就労継続支援（B型）の各障害福祉サービスを提供する事業所を指します。

※実績は県内の就労移行支援事業所を対象とした調査結果によるものです。

【実績について】

目標では、平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人の数を、607人としていますが、平成25年度の実績は190人であり、目標の約3割にとどまっています。

③ 就労継続支援（A型）事業の利用促進

【目標】

項目	数 値	考 え 方
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者（A）	1,191人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する人の数
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者	2,856人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する人の数
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者（B）	4,047人	平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する人の数
目標年度の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（A/B）	29.4%	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する人の割合 (国目標：3割以上)

【実績】

項目	数 値	考 え 方
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者（A）	1,959人	平成25年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する人の数
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者	3,365人	平成25年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する人の数
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者（B）	5,324人	平成25年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する人の数
目標年度の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（A/B）	36.8%	平成25年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する人の割合

※実績は県内の就労移行継続支援事業所（A型、B型）を対象とした調査結果によるものです。

【実績について】

就労継続支援（A型）事業所及び就労継続支援（B型）事業所の利用者数は、平成25年度時点で、それぞれ1,959人、3,365人と大幅に増加し、そのうちA型の利用者の占める割合36.8%は、目標値の29.4%を上回っています。

④ 労働施策に関する数値目標

ア 公共職業安定所（ハローワーク）経由による福祉施設利用者の就職件数

【目標】

平成26年度において、福祉施設から一般就労への移行を希望する全ての人々が公共職業安定所（ハローワーク）の支援を受けて就職できる体制づくりを目指します。

イ 障害のある人の態様に応じた多様な委託訓練の受講者数

【目標】

平成26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、3割がその態様に応じた多様な委託訓練を実施することを目指します。

ウ 障害者試行雇用（トライアル）事業の開始者数

【目標】

平成26年度において、障害者試行雇用事業について、福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、5割が障害者試行雇用事業の開始者となることを目指します。

エ 職場適応援助者による支援の対象者数

【目標】

平成26年度において、職場適応援助者による支援について、福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、5割が職場適応援助者の支援を受けられるようにすることを目指します。

オ 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

【目標】

平成26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する全ての人々が、就労移行支援事業者と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるようにすることを目指します。

<労働施策に関する数値目標>

項目	数値	考え方
公共職業安定所（ハローワーク） 経由による福祉施設利用者の就職者	202人 (100.0%)	平成26年度において公共職業安定所（ハローワーク）の支援を受けて福祉施設から一般就労へ移行する者
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者	61人 (30.0%)	平成26年度において福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、障害者委託訓練の受講者（受講率）
障害者試行雇用（トライアル） 事業の開始者	101人 (50.0%)	平成26年度において福祉施設から一般就労する人のうち、障害者試行雇用（トライアル）事業の開始者（開始率）
職場適応援助者による支援の対象者	101人 (50.0%)	平成26年度において福祉施設から一般就労する人のうち、職場適応援助者支援の利用者（利用者割合）
障害者就業・生活支援センター 事業の支援対象者	202人 (100.0%)	平成26年度において福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者

<労働施策に関する実績>

項目	数 値	考 え 方
公共職業安定所（ハローワーク） 経路による福祉施設利用者の就職者	77人 (38.1%)	平成25年度において公共職業安定所（ハローワーク）の支援を受けて福祉施設から一般就労へ移行する者
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者	1人 (1.6%)	平成25年度において福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、障害者委託訓練の受講者（受講率）
障害者試行雇用（トライアル） 事業の開始者	5人 (5.0%)	平成25年度において福祉施設から一般就労する人のうち、障害者試行雇用（トライアル）事業の開始者（開始率）
職場適応援助者による支援の対象者	11人 (10.8%)	平成25年度において福祉施設から一般就労する人のうち、職場適応援助者支援の利用者（利用者割合）
障害者就業・生活支援センター 事業の支援対象者	21人 (10.3%)	平成25年度において福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者

2 その他の目標

① 工賃の向上

就労継続支援B型事業所における工賃（県内平均工賃月額）水準の向上

（計画策定時）平成22年度 10,967円

（実 績）平成25年度 12,126円

② 法定雇用率の達成の推進

*障害者法定雇用率（1.8%）の達成へ向けた実雇用率の引き上げ

（計画策定時）平成23年6月1日 1.74%（全国平均：1.65%）

平成24年6月1日 1.82%（全国平均：1.69%）

（実 績）平成25年6月1日 1.93%（全国平均：1.76%）

平成26年6月1日 2.16%（全国平均：1.82%）

*なお、H25年4月1日から、障害者法定雇用率は2.0%となっています。

③ 特別支援学校高等部卒業者の就職率の向上

（計画策定時）平成21年度 18.0%（全国平均：23.6%）

平成22年度 21.2%（全国平均：24.3%）

（実 績）平成24年度 38.0%（全国平均：27.7%）

平成25年度 37.1%（全国平均：28.4%）

3 障害福祉サービスの利用状況

第3期計画期間中の障害福祉サービスの利用見込量及びそれに対する利用実績は次のとおりです。

なお、平成24年度、25年度は各年度3月利用分、平成26年度は9月利用分の実績を記載しています。

(1) 訪問系サービス

単位：時間/月

サービス種別	区分	24年度			25年度			26年度		
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率
居宅介護	全 県	48,147	51,484	106.9%	52,506	55,877	106.4%	55,939	56,131	100.3%
	備前圏域	27,181	30,059	110.6%	29,728	32,657	109.9%	31,200	33,108	106.1%
重度訪問介護	備中圏域	17,582	18,164	103.3%	19,107	19,974	104.5%	20,520	19,897	97.0%
行動援護	倉敷・井笠サブ圏域	17,240	17,924	104.0%	18,762	19,743	105.2%	20,144	19,674	97.7%
重度障害者等	高梁・新見サブ圏域	342	240	70.2%	345	231	67.0%	376	223	59.3%
包括支援	美作圏域	3,384	3,261	96.4%	3,671	3,246	88.4%	4,219	3,126	74.1%
	津山・勝英サブ圏域	2,754	2,758	100.1%	2,896	2,766	95.5%	3,269	2,651	81.1%
	真庭サブ圏域	630	503	79.8%	775	480	61.9%	950	475	50.0%

○平成25年度時点の実績は、美作圏域以外の圏域では、見込み量を上回っています。ただし、高梁・新見サブ圏域の達成率は60%台であり、地域での差が見られます。

(2) 日中活動系サービス

単位：人日/月

サービス種別	区分	24年度			25年度			26年度		
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率
生活介護	全 県	63,980	67,911	106.1%	67,124	69,794	104.0%	69,274	71,971	103.9%
	備前圏域	26,979	29,093	107.8%	28,235	30,001	106.3%	29,030	31,308	107.8%
	備中圏域	24,742	26,111	105.5%	25,815	27,026	104.7%	26,945	26,169	97.1%
	美作圏域	12,259	12,707	103.7%	13,074	12,767	97.7%	13,299	14,494	109.0%
自立訓練 (機能訓練)	全 県	433	67	15.5%	454	93	20.5%	541	84	15.5%
	備前圏域	202	32	15.8%	202	30	14.9%	268	30	11.2%
	備中圏域	106	18	17.0%	106	20	18.9%	106	15	14.2%
	美作圏域	125	17	13.6%	146	43	29.5%	167	39	23.4%
自立訓練 (生活訓練)	全 県	4,268	4,542	106.4%	4,763	3,644	76.5%	5,290	3,540	66.9%
	備前圏域	1,796	2,284	127.2%	2,006	1,814	90.4%	2,228	1,813	81.4%
	備中圏域	1,472	1,627	110.5%	1,651	1,357	82.2%	1,808	1,248	69.0%
	美作圏域	1,000	631	63.1%	1,106	473	42.8%	1,254	479	38.2%

単位：人日／月

サービス種別	区分	24年度			25年度			26年度		
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率
就労移行支援	全 県	8,049	4,349	54.0%	9,763	3,523	36.1%	11,425	3,441	30.1%
	備前圏域	4,271	2,507	58.7%	5,021	1,691	33.7%	5,836	1,596	27.3%
	備中圏域	2,785	1,358	48.8%	3,523	1,415	40.2%	4,221	1,281	30.3%
	美作圏域	993	484	48.7%	1,219	417	34.2%	1,368	564	41.2%
就労継続支援 (A型)	全 県	18,404	28,035	152.3%	20,884	38,682	185.2%	23,588	44,296	187.8%
	備前圏域	12,542	17,238	137.4%	13,852	21,666	156.4%	15,133	24,066	159.0%
	備中圏域	4,139	9,115	220.2%	5,201	14,549	279.7%	6,304	17,469	277.1%
	美作圏域	1,723	1,682	97.6%	1,831	2,467	134.7%	2,151	2,761	128.4%
就労継続支援 (B型)	全 県	15,621	49,153	107.7%	47,968	54,053	112.7%	50,652	56,857	112.3%
	備前圏域	17,731	19,116	107.8%	18,463	21,256	115.1%	19,281	22,213	115.2%
	備中圏域	18,328	19,884	108.5%	19,549	22,129	113.2%	20,983	23,044	109.8%
	美作圏域	9,562	10,153	106.2%	9,956	10,668	107.2%	10,388	11,600	111.7%
短期入所	全 県	2,239	2,184	97.5%	2,433	2,175	89.4%	2,593	2,660	102.6%
	備前圏域	970	1,046	107.8%	1,063	1,032	97.1%	1,120	1,354	120.9%
	備中圏域	778	812	104.4%	861	805	93.5%	941	976	103.7%
	美作圏域	491	326	66.4%	509	338	66.4%	532	330	62.0%

単位：人／月

サービス種別	区分	24年度			25年度			26年度		
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率
療養介護	全 県	132	434	328.8%	133	442	332.3%	136	448	329.4%

○平成25年度時点で、実績が概ね見込み量に達しているのは、生活介護（3圏域）、自立訓練（備前・備中）、就労継続支援（A型・B型：3圏域）、短期入所（備前・備中）及び療養介護であり、自立訓練（機能訓練）では達成率が20%台、就労支援移行では30%台と低くなっているほか、サービスの種別では圏域ごとに差が見られるものもあります。

(3) 居住系サービス

単位：人／月

サービス種別	区分	24年度			25年度			26年度		
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率
共同生活援助 (GH)	全 県	1,252	1,306	104.3%	1,353	1,371	101.3%	1,450	1,338	92.3%
	備前圏域	454	537	118.3%	482	582	120.7%	505	569	112.7%
共同生活介護 (CH)	備中圏域	512	512	100.0%	560	522	93.2%	605	512	84.6%
	美作圏域	286	257	89.9%	311	267	85.9%	340	257	75.6%

○共同生活介護(CH)は、平成26年4月に共同生活援助(GH)に一元化されています。

単位：人／月

サービス種別	区分	24年度			25年度			26年度		
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率
施設入所支援	全 県	2,412	2,278	—	2,416	2,264	—	2,416	2,278	—

○共同生活援助等については、全県で概ね見込量に達している状況ですが、美作圏域では、他の圏域に比べ達成率が少し低くなっています。また、施設入所支援については、少なくとも平成24年度以降は、利用者数に大きな増減がない状況です。

(4) 相談支援

単位：人／月

サービス種別	区分	24年度			25年度			26年度		
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率
計画相談支援	全 県	1,164	387	33.2%	2,244	879	39.2%	3,379	1,403	41.5%
	備前圏域	707	149	21.1%	1,415	338	23.9%	2,137	509	42.0%
	備中圏域	295	174	59.0%	524	333	63.5%	781	569	72.9%
	倉敷・井笠サブ圏域	235	168	71.5%	409	290	70.9%	603	503	83.4%
	高梁・新見サブ圏域	60	6	10.0%	115	43	37.4%	178	66	37.1%
	美作圏域	162	64	39.5%	305	208	68.2%	461	325	70.5%
	津山・勝英サブ圏域	122	46	37.7%	231	193	83.5%	352	289	82.1%
	真庭サブ圏域	40	18	45.0%	74	15	20.3%	109	36	33.0%
地域相談支援 (地域移行支援)	全 県	106	9	8.5%	109	7	6.4%	112	5	4.5%
	備前圏域	57	3	5.3%	59	6	10.2%	61	1	1.6%
	備中圏域	30	4	13.3%	30	1	3.3%	30	4	13.3%
	倉敷・井笠サブ圏域	24	4	16.7%	24	1	4.2%	24	2	8.3%
	高梁・新見サブ圏域	6	0	0.0%	6	0	0.0%	6	2	33.3%
	美作圏域	19	2	10.5%	20	0	0.0%	21	0	0.0%
	津山・勝英サブ圏域	15	2	13.3%	15	0	0.0%	15	0	0.0%
	真庭サブ圏域	4	0	0.0%	5	0	0.0%	6	0	0.0%
地域相談支援 (地域定着支援)	全 県	422	133	31.5%	508	187	36.8%	536	194	36.2%
	備前圏域	281	28	10.0%	338	59	17.5%	355	63	17.7%
	備中圏域	75	104	138.7%	97	120	123.7%	105	129	122.9%
	倉敷・井笠サブ圏域	52	104	200.0%	66	116	175.8%	72	124	172.2%
	高梁・新見サブ圏域	23	0	0.0%	31	4	12.9%	33	5	15.2%
	美作圏域	66	1	1.5%	73	8	11.0%	76	3	3.9%
	津山・勝英サブ圏域	46	1	2.2%	50	8	16.0%	53	3	5.7%
	真庭サブ圏域	20	0	0.0%	23	0	0.0%	23	0	0.0%

○平成25年度時点で、相談支援については、いずれの圏域でも実績が見込量を大きく下回っている状況です。

参考資料 4-1 居住系サービスの整備状況

- ① 共同生活援助（グループホーム）の定員の状況
 共同生活援助（グループホーム）の圏域別の整備状況は次のとおりです。
 (H26.10.1現在)

圏 域	事業所数	定 員
備 前 圏 域	33事業所	669人
備 中 圏 域	24事業所	616人
倉敷・井笠サブ圏域	17事業所	446人
高梁・新見サブ圏域	7事業所	170人
美 作 圏 域	16事業所	330人
津山・勝英サブ圏域	11事業所	245人
真庭サブ圏域	5事業所	85人
合 計	73事業所	1,615人

- ② 施設入所支援の定員の状況
 施設入所支援の整備状況は次のとおりです。
 (H26.10.1現在)

圏 域	施設数	定 員
全 県 域	48施設	2,495人

注：福祉型障害児入所施設の指定を受けた4施設（160人）を含む。

参考資料 4-2 市町村別の障害福祉サービス事業所等の状況 (H26. 10. 1現在)

		備 前 圏 域							備 中					
									倉敷・井笠					
		岡山市	玉野市	備前市	瀬戸内市	赤磐市	和気町	吉備中央町	倉敷市	笠岡市	井原市	総社市	浅口市	
障 害 福 祉 サ ー ビ ス	訪 問 系	居宅介護	103 (28)	10 (26)	8 (9)	5 (18)	7 (13)	3 (6)	2 (1)	68 (38)	7 (6)	7 (6)	7 (25)	3 (14)
		重度訪問介護	95 (26)	9 (23)	6 (9)	5 (17)	4 (12)	3 (5)	1 (1)	53 (37)	6 (5)	3 (59)	7 (22)	2 (10)
		同行援護	30 (9)	3 (7)	2 (5)	5 (5)	1 (4)	1 (3)	0 (1)	17 (14)	4 (3)	2 (3)	5 (8)	0 (9)
		行動援護	13 (4)	2 (5)	0 (1)	0 (4)	0 (4)	1 (0)	0 (1)	8 (8)	1 (0)	0 (1)	1 (6)	0 (2)
		重度障害者等 包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日 中 活 動	生活介護	36 <2>	5	4	1	4 <2>	6 <1>	4 <1>	34 <11>	5	1	5	2
		自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	0	0	1 <1>	0	6 <6>	0	0	0	0
		自立訓練 (生活訓練)	6	0	1	0	0	1 <1>	2	4 <1>	0	0	0	0
		就労移行支援	12	0	1	0	0	1	1	4	1	0	1	0
		就労継続支援 (A型)	54	4	1	4	0	1	4	31	4	0	5	0
		就労継続支援 (B型)	45	4	4	4	2	2	2	39 <2>	5	3	7	1
		短期入所	27	2	0	1	0	2	1	12	3	0	3	1
		療養介護	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	居 住 系	障害者支援施設	15	1	0	0	0	2	3	6	3	0	1	1
		共同生活援助 (グループホーム)	19	5	3	2	1	2	1	8	4	1	2	2
相 談 支 援	計画相談支援	25	4	2	3	0	2	2	21	4	2	3	1	
	地域移行支援	16	2	1	1	0	1	0	11	3	0	1	1	
	地域定着支援	17	2	1	1	0	1	0	12	3	0	1	1	

※訪問系サービスの事業所数について

- ・各欄の上段の数値は、該当市町村内に所在する事業所数
- ・各欄の下段()内の数値は、該当市町村外にあり、該当市町村をサービス実施区域に含む事業所数

単位：箇所

圏域			美作圏域												計
圏域			高梁・新見圏域		津山・勝英圏域							真庭圏域			
早島町	里庄町	矢掛町	高梁市	新見市	津山市	美作市	鏡野町	勝央町	奈義町	西栗倉村	久米南町	美咲町	真庭市	新庄村	
2 (28)	1 (11)	4 (9)	4 (0)	0 (0)	15 (2)	6<1> (3)	3 (3)	2 (5)	1<1> (5)	1<1> (0)	0 (3)	2 (5)	2 (0)	0 (0)	273<3> (264)
2 (25)	1 (6)	4 (4)	1 (0)	1 (0)	13 (1)	4<1> (2)	0 (3)	1 (4)	1<1> (4)	1<1> (0)	0 (3)	0 (5)	2 (0)	0 (0)	225<3> (229)
0 (10)	1 (6)	2 (4)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	2 (0)	0 (0)	79 (96)
1 (5)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1<1> (1)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	29<1> (49)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	1	3	3	7	1 <1>	2	1	0	2 <2>	0	3	6	0	138 <20>
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7 <7>
0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16 <2>
0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	25
0	1	0	2	1	2	1	0	1	0	0	1	0	1	0	118
0	1	2	3	3	17	1	0	1	0	1	1	2	6	0	156 <2>
1	0	0	3	4	9	0	0	0	0	1 <1>	0	2	3	1	75 <1>
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
0	0	0	2	3	6	0	0	0	0	0	0	3	2	0	48
0	0	0	4	3	6	1	1	1	0	0	0	2	5	0	73
1	0	1	3	5	8	0	0	2	0	0	0	2	1	0	92
1	0	1	2	2	4	0	0	2	0	0	0	1	1	0	51
1	0	1	2	1	4	0	0	2	0	0	0	1	0	0	51

※基準該当事業所を含む（基準該当事業所の数は<>内に表示）。休止中の事業所を除く。

4 岡山県地域生活支援事業の実施状況

(※平成26年度実績欄は見込量を計上)

(1) 専門性の高い相談支援事業 (利用者数は年間)

事業名		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数
① 障害者就業・生活支援センターの運営	見込	3箇所	1,410人	3箇所	1,551人	3箇所	1,706人
	実績	3箇所	1,667人	3箇所	1,953人	3箇所	2,226人
② 発達障害者支援センターの運営等	見込	2箇所	500人	2箇所	500人	2箇所	500人
	実績	2箇所	484人	2箇所	501人	2箇所	500人
③ 高次脳機能障害者支援普及事業	見込	2箇所	170人	2箇所	170人	2箇所	170人
	実績	2箇所	182人	2箇所	163人	2箇所	170人

《障害者就業・生活支援センター》

- 岡山障害者就業・生活支援センター（岡山市）
- 倉敷障がい者就業・生活支援センター（倉敷市）
- 津山障害者就業・生活支援センター（津山市）

《発達障害者支援センター》

- おかやま発達障害者支援センター（岡山市）
- おかやま発達障害者支援センター県北支所（津山市）

《高次脳機能障害者支援普及事業》

- 支援拠点機関：川崎医科大学附属病院（倉敷市）、社会福祉法人旭川荘（岡山市）

(2) 広域的な支援事業

事業名		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数
① 24時間電話相談・ホステル事業 (利用者数は年間)	見込	1箇所	350人	1箇所	350人	1箇所	350人
	実績	1箇所	273人	1箇所	280人	1箇所	280人
② 試験外泊事業 (利用者数は年間)	見込	1箇所	15人	1箇所	20人	1箇所	25人
	実績	1箇所	11人	1箇所	6人	1箇所	6人

《24時間電話相談・ホステル事業》

- 岡山県地域移行促進センター（岡山市）

《試験外泊事業》

- 岡山県地域移行促進センター（岡山市）

(3) 各種人材の養成・資質向上

事業名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
		養成人数	養成人数	養成人数
① 障害程度区分認定調査員等の養成				
障害程度区分認定調査員	見込	50人/年	50人/年	50人/年
	実績	45人/年	107人/年	114人/年
市町村審査会委員	見込	30人/年	30人/年	30人/年
	実績	23人/年	34人/年	21人/年

②相談支援従事者の養成				
初任者研修	見込	100人/年	100人/年	100人/年
	実績	118人/年	219人/年	233人/年
現任研修	見込	50人/年	50人/年	50人/年
	実績	67人/年	49人/年	80人/年
③サービス管理責任者の養成	見込	200人/年	200人/年	200人/年
	実績	424人/年	435人/年	412人/年
④居宅介護従事者等の養成				
居宅介護従事者	見込			
	実績			
行動援護従事者	見込	40人/年	40人/年	40人/年
	実績	21人/年	33人/年	40人/年
⑤手話通訳者やボランティア等の養成（新規登録）				
手話通訳者	見込	6人/年	6人/年	6人/年
	実績	2人/年	5人/年	6人/年
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー	見込	11人/年	11人/年	11人/年
	実績	11人/年	12人/年	11人/年
手話奉仕員 ※	見込	32人/年	32人/年	32人/年
	実績	27人/年	一人/年	一人/年
点訳奉仕員	見込	8人/年	8人/年	8人/年
	実績	7人/年	5人/年	8人/年
朗読奉仕員	見込	15人/年	15人/年	15人/年
	実績	8人/年	10人/年	15人/年
要約筆記者	見込	35人/年	35人/年	35人/年
	実績	72人/年	48人/年	35人/年
パソコンボランティア	見込	18人/年	18人/年	18人/年
	実績	24人/年	11人/年	18人/年
音声機能障害者発声訓練指導者	見込	3人/年	3人/年	3人/年
	実績	1人/年	0人/年	3人/年
⑥身体障害者・知的障害者相談員への研修				
身体障害者相談員	見込	200人/年	200人/年	200人/年
	実績	283人/年	281人/年	277人/年
知的障害者相談員	見込	125人/年	125人/年	125人/年
	実績	123人/年	120人/年	120人/年

※手話奉仕員の養成は、平成25年度から市町村が実施する地域生活支援事業（必須事業）になったため、県は事業を実施しておらず実績なし。

(4) その他の事業

事業名		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
① 社会参加促進事業の運営							
岡山県障害者社会参加推進センター	見込	1箇所		1箇所		1箇所	
	実績	1箇所		1箇所		1箇所	
スポーツ・レクリエーション教室の開催 (参加者数は年間)	見込	開催数	参加者	開催数	参加者	開催数	参加者
	実績	64回	1000人	64回	1000人	64回	1000人
身体障害者補助犬の育成 (盲導犬、介助犬又は聴導犬)	見込	育成頭数		育成頭数		育成頭数	
	実績	盲導犬等1頭/年		盲導犬等1頭/年		盲導犬等1頭/年	
移動支援事業者情報提供事業 (利用者数は年間)	見込	箇所数	利用者	箇所数	利用者	箇所数	利用者
	実績	1箇所	9人	1箇所	9人	1箇所	9人
② 生活訓練等の実施							
自立支援拠点活動支援事業 (各種講習会の開催)	見込	受講者数/回		受講者数/回		受講者数/回	
	実績	13人/回		13人/回		13人/回	
オストメイト社会適応訓練	見込	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
	実績	11回	25人/回	11回	25人/回	11回	25人/回
音声機能障害者発声訓練	見込	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
	実績	36回	35人/回	36回	35人/回	36回	35人/回
③ 情報支援等の実施							
手話通訳者設置事業 (件数は年間)	見込	箇所数	活動件数	箇所数	活動件数	箇所数	活動件数
	実績	1箇所	210件	1箇所	210件	1箇所	210件
字幕入り映像ビデオライブラリー事業 (新規登録)	見込	新規利用登録者数		新規利用登録者数		新規利用登録者数	
	実績	70人/年		70人/年		70人/年	
点字による即時情報ネットワーク事業	見込	箇所数	登録者数	箇所数	登録者数	箇所数	登録者数
	実績	1箇所	25人/年	1箇所	25人/年	1箇所	25人/年
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	見込	利用登録者数		利用登録者数		利用登録者数	
	実績	12人/年		12人/年		12人/年	
④ 障害者IT総合推進事業の実施							
障害者ITサポートセンター運営事業 (利用者数は年間)	見込	箇所数	利用者	箇所数	利用者	箇所数	利用者
	実績	1箇所	1250人	1箇所	1250人	1箇所	1250人
重度障害者在宅就労促進特別事業 (利用者数は年間)	見込	箇所数	利用者	箇所数	利用者	箇所数	利用者
	実績	1箇所	14人	1箇所	14人	1箇所	14人
パソコンボランティアの派遣等	見込	延べ派遣人数		延べ派遣人数		延べ派遣人数	
	実績	21人/年		21人/年		21人/年	

第5章 目標の設定

この計画の基本理念等を踏まえ、国の示す基本指針や市町村障害福祉計画における成果目標の設定状況等も考慮して、平成29年度を目標年度として、次のとおり目標を設定し、その達成に向けて、必要な基盤整備や施策等を講じていきます。

1 成果目標

障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、国の基本指針の中で、国全体で達成すべき数値目標を成果目標として設定しているため、県の第4期計画では、次の(1)～(4)の成果目標について、国の目標値を県の目標値としています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域移行に関する障害のある人のニーズ等を踏まえ、現在、福祉施設入所している人のうち、平成29年度末までに、グループホーム、一般住宅等の地域生活に移行する人の目標値を次のとおりとします。

ただし、この目標の推進に当たっては、あくまでも居住の場の選択は、障害のある人の意向が基本であり、福祉施設への入所が必要とされる人には必要な入所サービスが提供されるべきであることに留意します。

【成果目標】

- 1 平成25年度末時点福祉施設入所者（2,309人）の12%以上が、地域生活に移行することを目指します。（平成29年度末まで）
- 2 福祉施設への入所者数を平成25年度末時点の入所者数から4%以上減らすことを基本とします。（平成29年度末まで）

＜入所施設から地域生活への移行者数（目標値）＞

項目	数 値	考 え 方
基準年の入所者数 (A)	2,309人	平成26年3月31日時点の福祉施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	2,148人	平成29年度末時点の利用人数の見込み
減少見込み(A-B)	161人(7.0%)	差引減少見込み数
減少目標数	93人(4%)以上	(国目標：4%以上)
地域生活移行者数	278人(12%)	施設入所の地域移行者数(国目標：12%以上)

※平成29年度末時点の施設入所者数については、施設入所支援サービスの見込量（各市町村からの数字を集計）を基に、地域の実情等を勘案して設定しました。

※ここでいう福祉施設とは、障害者支援施設を指します。

(2) 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

地域移行に関するニーズ等を踏まえ、精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、入院中の精神障害のある人の退院に係る目標値を次のとおりとします。

【成果目標】

- 1 平成29年度における入院後3か月時点の退院率は、平成24年調査時の64%を維持することを目指します。
- 2 平成29年度における入院後1年時点の退院率を、平成24年調査時の90%から91%へ引き上げることを目指します。
- 3 平成29年6月末時点での入院期間1年以上の長期入院者数を、平成24年調査時の2,777人から18%以上減らすことを目指します。

<入院後3か月時点での退院率(目標値)>

項目	数値	考え方
平成24年調査時(A)	64%	平成23年6月～平成24年5月の1年間の実績
平成29年度目標(B)	64%	平成28年6月～平成29年5月の1年間の目標 (国指標:64%)
増加見込み(B/A-1)	現状維持	増加率

※平成29年度の目標設定に当たっては、平成24年6月調査時において、既に国の指標64%と同率であることから、現状の64%を維持することを目指します。

<入院後1年時点の退院率(目標値)>

項目	数値	考え方
平成24年調査時(A)	90%	平成23年6月～平成24年5月の1年間の実績
平成29年度目標(B)	91%	平成28年6月～平成29年5月の1年間の目標 (国指標:91%)
増加見込み(B/A-1)	1.1%	増加率

<入院期間1年以上の長期入院患者数(目標値)>

項目	数値	考え方
平成24年調査時(A)	2,777人	平成24年6月末時点
平成29年度目標(B)	平成24年6月末時点から500人以上減少	平成29年6月末時点
減少見込み(B/A-1)	18%以上	減少率(国指標:18%以上)

(3) 障害のある人の地域生活の支援（地域生活支援拠点等の整備）

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点から、グループホーム又は障害者支援施設に、次の機能を付加した拠点の整備を図っていきます。

- ① 相談（地域移行、親元からの自立等）
- ② 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ③ 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ④ 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

また、地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して、有機的な連携の下に、障害のある人に対する上記の支援を確保する体制（面的な体制）についても、拠点と併せて整備を図っていきます。

拠点及び面的な体制を含め、拠点等の整備の目標を、次のとおりとします。

【成果目標】

障害のある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約を行う拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備することを目指します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行の促進

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度に一般就労に移行する人の数に関する目標値を次のとおりとします。

【成果目標】

平成29年度中に、福祉施設利用者のうち一般就労へ移行する人の数を平成24年度の移行実績（99人）の2倍（198人）とすることを目指します。

＜福祉施設から一般就労への移行者数（目標値）＞

項目	数 値	考 え 方
基準年の移行実績	99人（A）	平成24年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
目標年度の年間一般就労移行者数	198人 （Aの2倍）	平成29年度中に福祉施設を退所し、一般就労する人の数（国目標：2倍以上）

※一般就労に移行する人とは、一般企業に就職する人（パート就労等を含む）、在宅就労する人及び自ら起業する人等を指します。

※ここでいう福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）及び就労継続支援（B型）の各障害福祉サービスを提供する事業所を指します。

②就労移行支援事業の利用促進

就労移行支援事業の利用者数に関する目標値を次のとおりとします。

【成果目標】

平成29年度末における就労移行支援事業利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを目指します。また、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

<就労移行支援事業の利用者数（目標値）>

項目	数値	考え方
基準年の利用者数	190人（A）	平成25年度末において就労移行支援事業を利用する人の数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	304人 （Aの1.6倍）	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人の数（国目標：6割以上増加）
目標年度の事業者数割合	50%	平成29年度において就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業者の割合（国目標：5割以上）

（参考）

※就労移行支援事業とは、3ページに記載のとおり、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行うものです。

※就労継続支援事業とは、一般企業等で働くことが困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービスです。

※このうち、就労継続支援（A型）事業は、事業所内において継続的に就労することが可能な65歳未満の障害のある人に、雇用契約に基づく働く場を提供するものです。

※また、就労継続支援（B型）事業は、一般企業や就労継続支援（A型）事業での就労経験があつて、年齢や体力の面で就労が困難となった人や、就労移行支援事業を利用したが、一般企業等又は就労継続支援（A型）事業の雇用に結びつかなかった人などに、雇用契約に基づかない働く場を提供するものです。

2 活動指標

活動指標とは、国全体で達成すべき数値目標の形として設定はしませんが、県において、基本指針で定める基本理念等を踏まえ、障害福祉サービスの提供体制確保に関する成果目標を達成するために必要となるサービス提供量の見込みを設定するものです。

労働施策に関する活動指標を次のとおりとします。

(福祉施設から一般就労への移行等)

<労働施策に関する活動指標>

項目	数 値	考 え 方
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	198人	平成29年度において就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込み(注1)
公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援	150人	平成29年度において福祉施設の利用者のうち、公共職業安定所(ハローワーク)におけるチーム支援件数の見込み(注2)
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者	10人	平成29年度において福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、障害者委託訓練の受講者の見込み
障害者トライアル雇用事業の開始者	10人	平成29年度において福祉施設から一般就労する人のうち、障害者トライアル雇用事業の開始者数の見込み
職場適応援助者による支援	20人	平成29年度において福祉施設から一般就労する人のうち、職場適応援助者支援の利用者数の見込み
障害者就業・生活支援センター事業の支援	40人	平成29年度において福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数の見込み

(参考)

- 委託訓練事業 : 企業、社会福祉法人等の多様な委託先を活用し、障害のある人の能力、適性及び地域の雇用ニーズに対応した委託訓練を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより障害のある人の就職の促進に資する。
- 障害者トライアル雇用事業 : 障害のある人を、短期のトライアル雇用の形で受け入れることにより、事業主が障害のある人を雇用するきっかけをつくり、一般雇用への移行の促進を目指す。

- 職場適応援助者 : 障害のある人、事業者及び当事者の家族に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）が、障害のある人が職場に適応するためのきめ細かな支援を実施する。

注1：平成29年度における福祉施設利用者から一般就労への移行見込者数（198人）の全員が、就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所から移行するものと見込みました。

注2：第3期計画における実績数値（24ページ参照）の概ね2倍の数値（10人以上）を指標として設定しました（以下の指標についても同じ）。

3 その他の目標

①工賃の向上

就労継続支援（B型）事業所における工賃（平成25年度：県内平均工賃月額12,126円）について、岡山県セルフセンターを介した共同受注や販路拡大、障害優先調達の推進及び各種研修会の開催などを通じて、「岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」で定める目標工賃まで、工賃水準を向上させていくことを目指します。

②障害者雇用の取組の推進

障害者雇用促進法に基づく障害者法定雇用率（2.0%）未達成の企業への働きかけ等を行い、更に実雇用率を引き上げていくことを目指します。

※平成26年度6月1日現在の県内民間企業の実雇用率：2.16%（全国平均：1.82%）

③特別支援学校高等部卒業者の就職率の向上

特別支援学校高等部卒業者の就職率（平成24年度：38.0%、平成25年度37.1%）を進路指導の充実等を通じて、更に引き上げていくことを目指します。

※全国平均（平成25年度）：28.4%

第6章 地域生活移行の促進

第5章で設定した目標のうち、地域生活への移行促進については、次に掲げる重点施策により、取り組んでいきます。

【重点的な取組】

障害のある人の円滑な地域移行（病院・施設からの退院・退所）を促進するため、自立訓練サービス等が適切に提供されるよう必要な支援等を行うとともに、障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、その地域生活を支える関係者のネットワークの充実を図るほか、手話通訳者等の障害のある人の社会参加を支えるボランティアの人材養成、グループホーム等の居住の場の整備等、地域生活を支える基盤の充実を図ります。

1 施設入所から地域生活への移行

(1) 障害のある人の地域生活を支える関係者間のネットワークの充実

障害のある人の地域生活を支えるため、各市町村が設置している地域自立支援協議会の適切な運営を支援することにより、障害のある人の地域生活を支える関係者間のネットワークを充実させていきます。

また、各地域における相談支援の円滑化や強化等を図るため、相談支援従事者の研修に取り組めます。

(2) グループホーム等の居住基盤整備等の推進

障害のある人本人の意向を尊重し、入所（入院）者の地域生活への移行を促進するため、その居住の場となるグループホームの整備を促進します。

また、グループホームの整備の促進に当たっては、必要とされる地域に適切に配置されるとともに、医療機関や福祉施設等との連携が十分に確保され、適切なサービス提供がなされるよう必要な助言等を行っていきます。

＜共同生活援助（グループホーム）の整備見込量＞

平成25年度 定員数（実績）	平成27年度 定員数（見込）	平成28年度 定員数（見込）	平成29年度 定員数（見込）
1,554人	1,700人	1,812人	1,920人

※実績及び見込みの数値は各年度3月31日現在

※算定に当たっては、施設運営上必要な空床率については、施設入所支援及びグループホームに係る空床率を勘案して5.0%とし、各年度の利用見込量に1.05を乗じて算出しました。

(3) 障害のある人の社会参加を支える人材の育成

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、その社会参加を支える様々な人材の育成を推進します。

※各種の人材育成の見込みについては、第11章：岡山県地域生活支援事業の実施の章を参照

(4) 基幹相談支援センターにおける総合的な相談業務の実施

障害のある人からの相談に対する総合的な相談支援業務を行うとともに、成年後見制度利用支援事業を実施する基幹相談支援センターの設置を進めます。

同センターは、市町村から委託を受けた相談支援事業者が設置するもので、支援困難事例への対応や相談支援事業者への助言、地域の相談支援専門員の人材育成なども行います。

さらに、市町村の設置する地域自立支援協議会の運営委託を受けて、地域の関係機関のネットワーク化を担当したり、市町村障害者虐待防止センターを兼ねて、通報の受理や相談等の虐待防止の業務を行うこともあります。

2 精神障害のある人の地域生活への移行

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、精神保健福祉センター及び保健所・支所において関係機関との連携の下、以下の事業に取り組んでいきます。

(1) 精神障害者地域移行と地域定着支援の体制整備

医療従事者、福祉関係者、当事者団体関係者、行政関係者等で構成される地域移行推進検討委員会を設置し、効果的な地域移行支援体制の構築に向けた検討を行うとともに、地域体制整備コーディネーターの配置、ピアサポートの活用等を通じて、精神障害のある人の地域移行・地域定着を推進します。

また、精神科病院と地域援助事業者等との連携の強化、入院患者の退院意欲喚起のための環境整備を促進します。

(2) 精神障害者アウトリーチ（訪問支援）の充実

治療継続が困難な精神障害のある人などを対象に、必要な支援を適切に提供するため、医療と保健福祉等の多職種のスタッフから構成されるアウトリーチチームによる包括的な支援を推進します。

(3) 精神障害のある人の地域生活支援

地域で暮らす精神障害のある人を支援するため、24時間対応の電話相談事業を実施し、地域生活の不安をやわらげるとともに、短期間宿泊できる「ホステル」を運営し、再入院防止のための休息の場を提供します。

また、入院中の精神障害のある人の地域移行を支援するため、一定期間、試験外泊のための部屋を提供します。

(4) 家族への支援

精神障害のある人の地域移行・地域定着のためには家族の果たす役割が大きいことから、家族の抱える問題などに関する研修や家族会活動への支援等を実施します。

また、精神障害のある人の家族に対して、精神障害に関する正しい知識や情報を共有して同じ立場で相談を受けるための研修を実施している家族会とも連携して、家族に対する支援の充実を図ります。

(5) その他

関係者の資質の向上のための研修会の開催、病院等へのピアサポーターの派遣、住まいを確保するための賃貸保証に係る経費の補助等の事業を実施し、精神障害のある人の地域移行及び地域定着を支援します。

3 その他の障害のある人の地域生活を支える各種の取組

(1) 災害時に要配慮者を支える体制づくりの推進

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者約2万人を数える大災害となりました。

本県においても、地震や津波等の災害から人命を守ることを最優先に、避難対策や防災危機管理体制を強化する必要があります。

このため、高齢者や障害のある人など要配慮者を支援する福祉避難所の設置を促進するほか、専門的人材の確保や医薬品・生活必需品等の備蓄を行うとともに、要援護者マップの作成や見守りネットワークの構築など、平素から日常的な支え合い活動の体制づくりを進めます。また、災害時の福祉避難所における障害のある人に対する相談については、NPO法人等と連携を図りながら、体制の整備を推進します。

<晴れの国おかやま生き生きプラン（指標）>

○福祉避難所指定済み市町村

現況値 23市町村 → 平成28年度目標値 全市町村
(平成26年7月1日現在)

(2) 発達障害のある人への支援

①発達障害の正しい理解の促進

発達障害のある人が社会の中で安定して暮らすためには、発達障害への正しい理解が必要であることから、県民の発達障害の理解が促進されるよう、世界自閉症啓発デー、発達障害啓発週間における取組をはじめ、関係機関や関係団体等と協働し、普及啓発を行います。

②発達障害のある人への支援体制の整備促進

ア 県発達障害者支援体制検討委員会の設置

医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係部局、学識経験者、親の会等で構成する岡山県発達障害者支援体制検討委員会を設置し、乳幼児期から成人期ま

での各ライフステージに対応する一貫した支援体制の構築を図ります。また、同委員会の下部組織として、実務者からなるワーキンググループを設置し、具体的な施策の立案に向けた検討を行います。

イ 県発達障害者支援センターの設置と機能強化

県南、県北に各1箇所設置している「おかやま発達障害者支援センター」において、発達障害のある人及びその家族への相談に対する助言指導、就労相談の実施、関係機関の連携強化等の総合的支援の充実を図ります。

また、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置等により同センターの体制を強化し、就労支援、障害福祉サービス事業所及び医療機関等との連携、市町村支援に係るバックアップ等、機能の充実を図ります。

ウ 市町村支援体制の整備促進

発達障害のある人が身近な地域で支援を受けることができるよう、県内全ての市町村において、発達障害者支援コーディネーターの配置により、相談支援や関係機関のコーディネート等を行うことのできる支援体制の整備を目指します。

また、平成23年度に開設された岡山市発達障害者支援センターと連携し、県内の支援体制の一体化を図ります。

エ 家族支援体制の整備

発達障害のある人の保護者で所定の養成研修を修了したペアレントメンター（信頼できる相談相手）登録者を研修等の活動に派遣し、同じ保護者の立場で相談を受けること等により、家族の支援及び家族同士で支援できる体制の充実を図ります。

③発達障害のある人のトータルライフ支援

ア 早期からの支援

県保健所では、市町村が行う1歳6か月児健診や3歳児健診等母子保健事業において把握した発達障害の疑いがある児に対し、専門的な相談の場を設けて、子どもの特性に合わせた育児ができるよう支援を行うとともに、市町村保健師等が中心で行う家庭訪問や親子教室等を通じた保護者も含めた継続的な相談や療育等への技術的支援を行います。また、県発達障害者支援センター、市町村発達障害者支援コーディネーターを核として、県と市町村の保健と福祉が連携して情報を共有し、継続的な支援を提供できる体制の整備に取り組み、必要とする支援を保育所、幼稚園、児童発達支援事業所等関係機関が提供できるよう連携を図ります。

イ トータルライフ支援

発達障害のある人への支援は、乳幼児期から成人期まで一貫した方針の下、支援方策が提供されなければなりません。

そのためには、支援者が本人と家族の全体的な状況を総合的に理解し、専門分野だけでなく、問題を広く見渡すことのできる広範な視野を持ち、他の専門分野の支援者と多職種連携することが大切です。

このことから、就学期における幼稚園・保育所から小学校への情報の適切な

引継ぎに係る関係機関の連携強化など、乳幼児期から成人期までの各ライフステージを通じた切れ目のない支援体制のモデルを提示し、県内市町村への普及を図ります。

また、発達障害ある人の就労支援として、県発達障害者支援センターで、就労相談等を行うとともに、障害者就業・生活支援センターで、障害のある人に寄り添った生活面や職場でのきめ細かな支援を行うほか、岡山労働局が行う就労支援事業等とも緊密に連携し、発達障害のある人の就労を支援していきます。

ウ 様々なニーズに対応できる幅広い人材の育成

それぞれの職種や職域ごとの研修会等を修了し、発達障害のある人への支援に携わっている専門職を「岡山県発達障害者支援キーパーソン」として県で登録し、多職種連携の支援、個々のスキルアップ機会の提供、それぞれの分野の実践場面における県発達障害者支援センター等による専門的なアドバイスの提供など、発達障害のある人のトータルライフを支える人材をサポートするとともに、地域における支援体制の充実など幅広い活用を図ります。

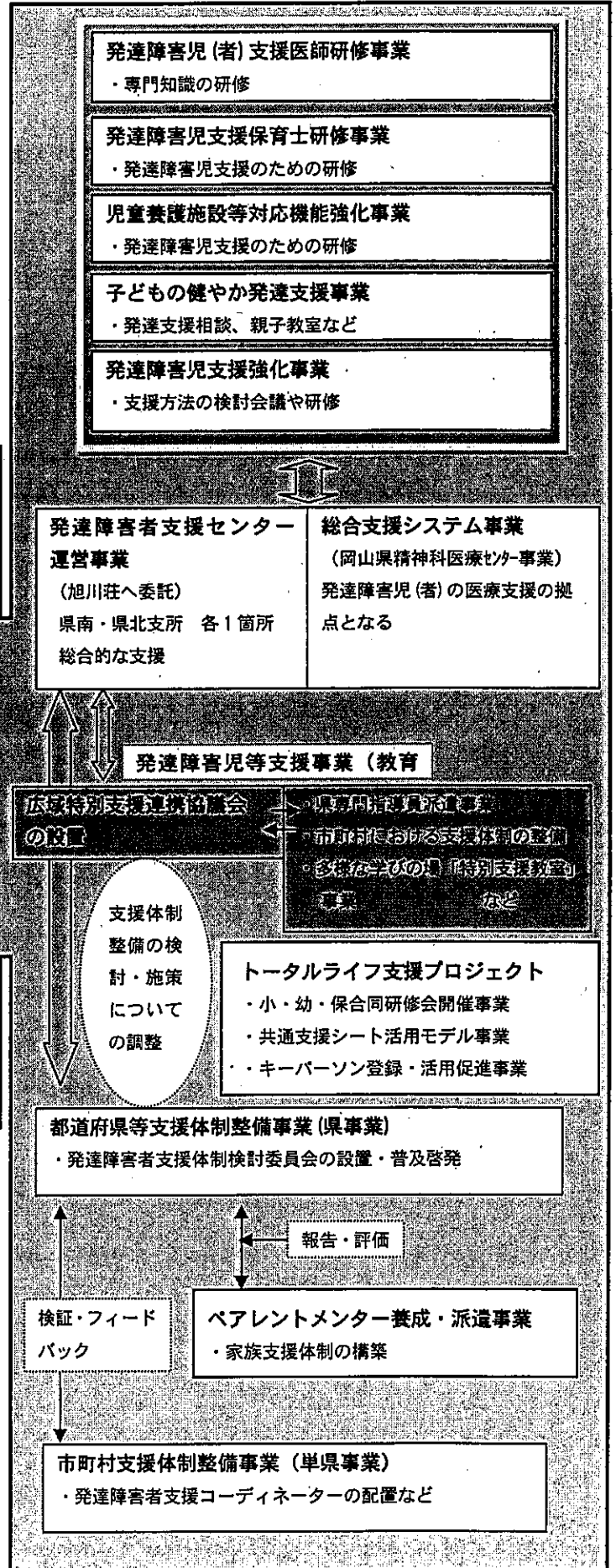
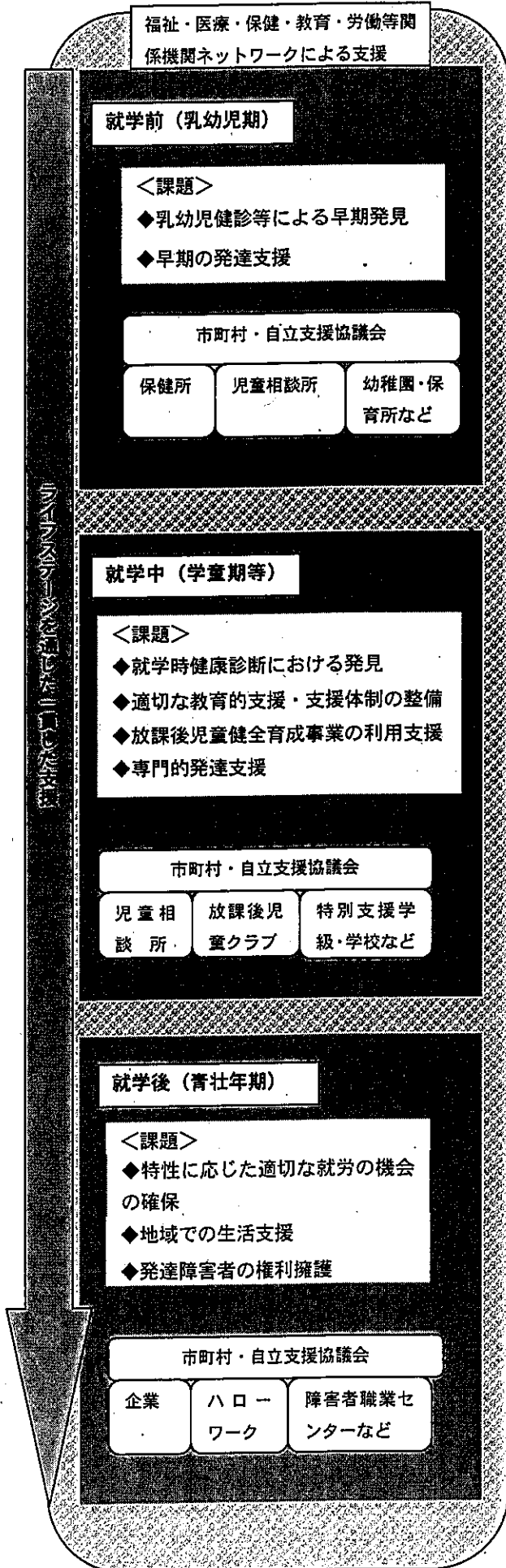
<晴れの国おかやま生き生きプラン（生き生き指標）>

○発達障害者支援キーパーソン登録者数

（市町村発達障害者支援コーディネーターやベアレントメンターなど、発達障害者の支援についての知識や経験を有し、専門的な支援に携わる人材として登録している人数）

現況値 46人 → 平成28年度目標値 300人

発達障害支援の体制



(3) 重症心身障害児者とその家族への支援

医療ニーズの高い重症心身障害児者が地域で安心して暮らす上で、在宅で介護を行う家族の負担軽減に資する短期入所（レスパイトサービス）は、利用ニーズが高いものの、地域的偏在の課題もあり、本県では必ずしも環境整備が十分とはいえない状況にあります。このため、平成26年度に創設した「重症心身障害児者と家族の安心生活サポート事業」により、地域バランスのとれた短期入所の整備・拡充を進めます。

①重症心身障害児者レスパイトサービス拡大促進事業

市町村と連携し、短期入所事業所に対し、重症心身障害児者による短期入所の利用日数に応じた補助を行い、事業所の運営を支援するものです。

②重症心身障害児者レスパイトサービス施設開設等支援事業

短期入所事業所に対し、重症心身障害児者の新規受け入れ又は受け入れの拡大のために必要な設備整備又は備品購入に要する費用の一部を補助するものです。

③重症心身障害者への理解促進事業

医療機関等の代表者や看護師等を対象に、重症心身障害児者への理解やケア技術の向上等を図るための研修会を開催し、受け入れ体制の整備を支援するものです。

○医療的ケアを行う短期入所施設数

現況値（平成27年2月1日）9施設 → 平成28年度目標値 17施設

(4) 成年後見制度の活用などの権利擁護の推進

知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な人や生活に不安がある人の権利を擁護するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知及び利用促進に努めていますが、特に成年後見制度については、障害者総合支援法では、同制度の利用支援事業が市町村の地域生活支援事業において、必須事業として位置付けられており、同事業を通じて成年後見制度の有効活用を促進していきます。

(5) 福祉のまちづくり推進事業

岡山県福祉のまちづくり条例に基づき、障害のある人の活動を阻むさまざまなバリア（障壁）を取り除き、誰もが自由に行動し、安全で快適に生活できるバリアフリー社会の実現を目指して、「心」「情報」「物」の3つのバリアフリーを総合的に推進します。

(6) 県営住宅における障害のある人への優遇措置

県営住宅における障害のある人の入居について、以下の優遇措置を行います。

①当選率の優遇措置等

当選率の優遇措置を行うとともに、県営住宅への入居収入基準の緩和措置を行うものです。

②身体障害のある人への住宅の確保

下肢機能障害等の1級もしくは2級の身体障害のある人がいる世帯を入居可能と

する住宅を確保するものです。

③同居親族要件の緩和

申込資格の1つとして、同居親族がいることを入居要件としていますが、障害のある人については、単身入居を可能とするものです。

④家賃減免制度

入居者又は同居者が所得税法に規定する特別障害者である場合に原則として家賃の25%を減免するものです。

第7章 就労移行の促進及び所得の向上

第5章で設定した目標のうち、就労移行の促進及び所得の向上について、次に掲げる重点施策により、取り組んでいきます。

【重点的な取組】

福祉施設から一般就労への円滑な移行等を促進するため、就労移行支援サービス等が適切に提供されるよう市町村や事業者への必要な支援等を行うとともに、障害のある人の就労移行を推進する関係者のネットワークの充実や、障害のある人本人が一般就労や雇用支援策に関する理解を深めるための取組を促進するなど、障害のある人に対する就労面と生活面での一体的な支援体制の整備等、就労に対する基盤の充実を図っていきます。

特に、就労移行支援事業所が減少する一方、就労継続支援（A型）事業所の増加が著しい最近の状況に鑑み、事業者に対して一般就労への移行を促進するための積極的な取組を促していきます。

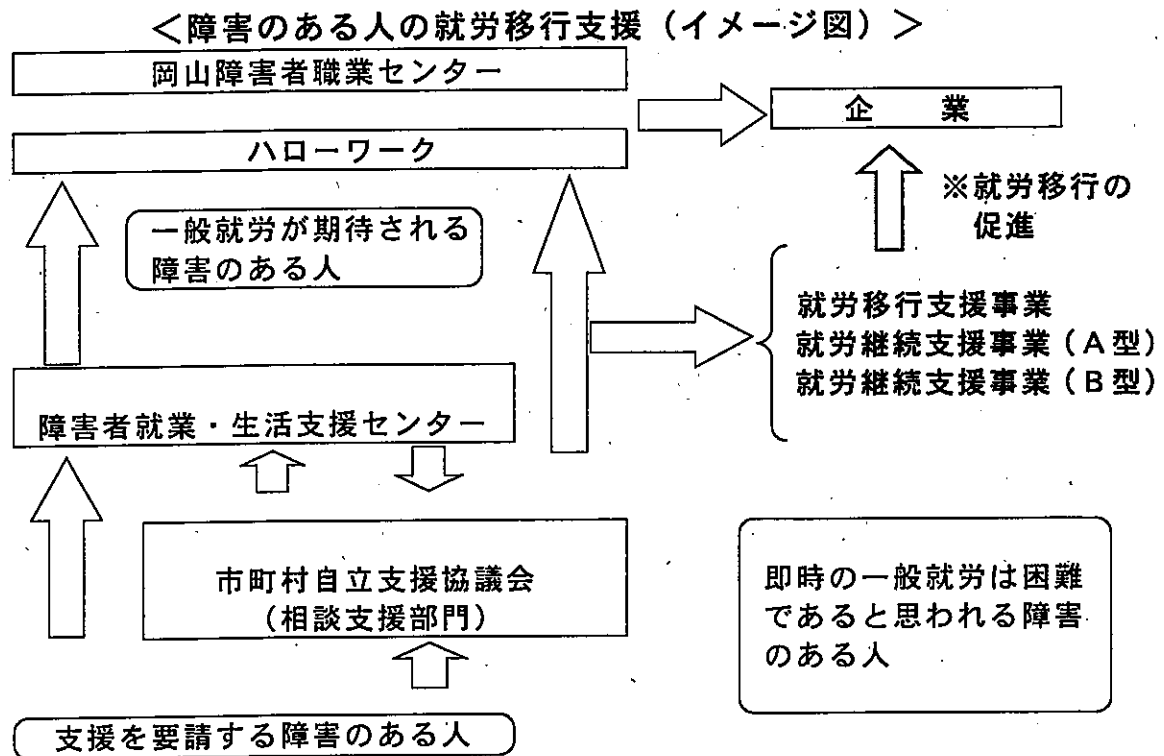
また、障害がある人の所得の向上に向け、「岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」に基づき、事業者の創意工夫等を促していくため、福祉的就労の充実強化等への支援を進めるとともに、障害のある人の雇用の促進等に関する企業等への普及啓発、重度の障害のある人の在宅就労支援、地方公共団体等における優先調達の推進などの取組を一層推進していきます。

なお、同計画で定める目標工賃（対象事業所：就労継続支援（B型）事業所）の達成を目指します。

1 障害のある人の就労移行促進に必要な基盤の整備

(1) 障害のある人の就労を支える関係者間のネットワークの充実

障害のある人の円滑な就労を促進するため、各市町村が設置している地域自立支援協議会の適切な運営を支援することにより、障害のある人の就労移行等を支える関係者間のネットワークを充実させていきます。

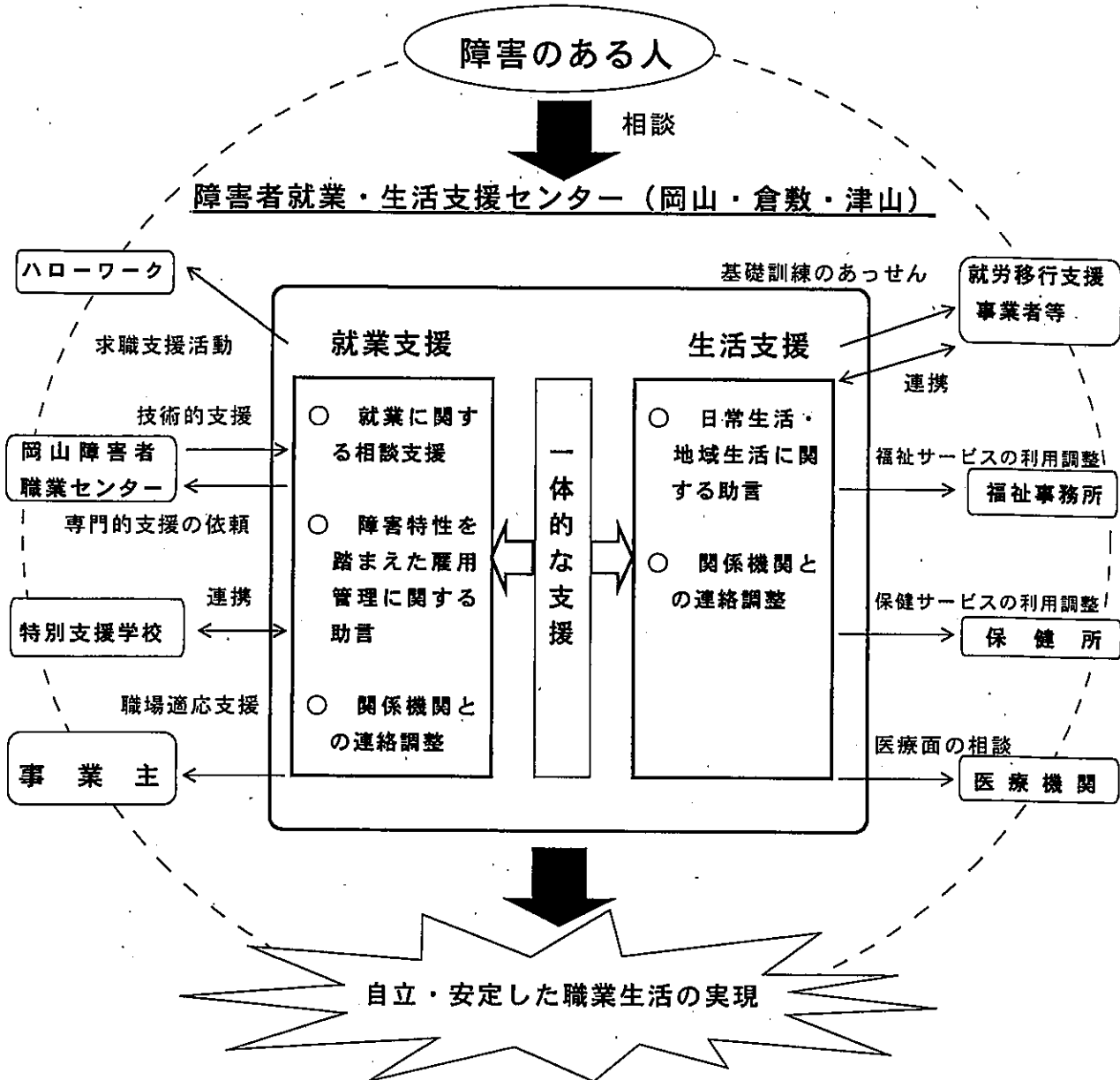


(2) 障害者就業・生活支援センター等による支援

障害のある人がきめ細かいサポート（就業・生活相談や職場定着等）を受けられることができるよう、障害者就業・生活支援センター等における就業面と生活面での一体的な支援を行っていきます。

障害者就業・生活支援センターは、県内全ての障害保健福祉圏域（備前・備中・美作）に1センターずつ整備されています。

＜障害者就業・生活支援センター＞



2 障害のある人の就労を支援する各種施策の推進

(1) 障害のある人の雇用を支援する施策の推進

障害のある人が働くことを通じて社会に参加し、活躍できるよう、岡山労働局等と連携しながら、事業主に対する障害者雇用率制度の周知・啓発を図るとともに、障害者就職準備講習会や就職面接会を開催し、障害のある人の雇用機会の拡大に努めていきます。

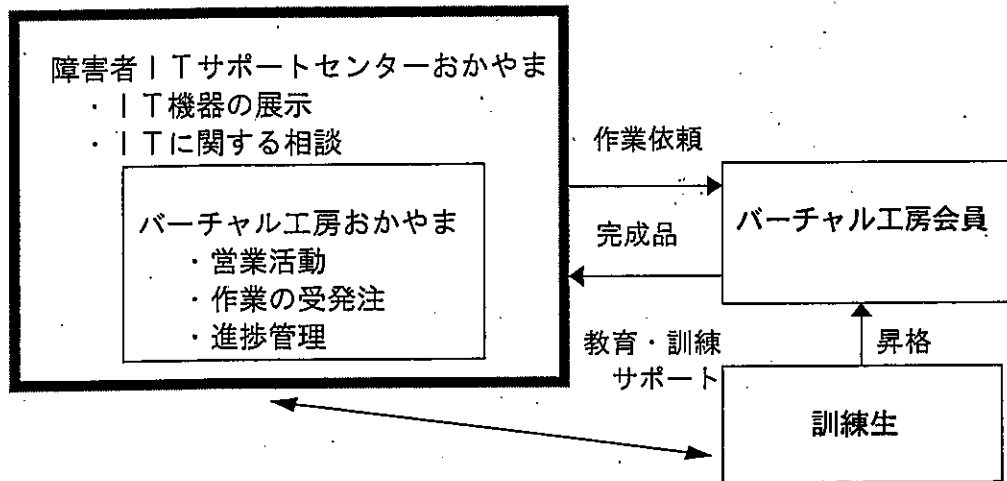
また、障害者雇用を検討している事業主に対する障害者雇用促進アドバイザーによる相談・助言、採用担当者向けの実地研修や障害者委託訓練事業等により、障害のある人の雇用促進を図っていきます。

(2) 重度の障害のある人等の在宅就労支援の推進

ITの利用促進を図る総合的なサービス拠点としての障害者ITサポートセンターおかやまを運営し、ITに関する支援や相談に応じるとともに、障害のある人の在宅就労や起業・創業を促進します。

また、通勤など移動に制約を抱え、あるいは健康上の理由から企業での勤務に耐えられない重度の障害のある人に対して、ITを活用したバーチャル工房おかやまを運営し、在宅就労機会の拡大を図ります。

<ITを活用した重度の障害のある人等の支援>



(3) 障害のある人自身の理解の促進

障害のある人自身が、一般就労や雇用支援策に関する理解を深めることができるよう、ハローワーク等とも連携を図り、相談支援サービス等の場を活用し、普及啓発や指導の充実を図ります。

(4) 就労移行促進のための研修会

福祉的就労から一般就労への移行を促進するために、就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所を対象として、職員の意識や支援技術の向上、就労移行に係る好事例の共有や意見交換等のための研修会を実施します。

(5) 地域レベルの取組の推進

障害のある人の就労移行を推進するために、各地域においても、地域自立支援協議会等のネットワークを活用した就労支援の取組を支援します。

3 福祉的就労における所得の向上

(1) 工賃水準向上のための研修会

就労継続支援（B型）事業所等における工賃水準の向上を目指した取組や創意工夫を促すため、事業所経営者や職員を対象に、高い工賃を達成している好事例の紹介や情報交換のための研修会等を実施します。

(2) 岡山県セルフセンター等の機能強化

「岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」に基づき、事業所で生産する製品の共同受注や販路拡大、工賃向上に関する情報収集やその提供など、工賃向上のための中核的組織として岡山県セルフセンター等の機能強化を図ります。

(3) 障害者優先調達推進法の推進

障害のある人の所得向上を進める上で、官公需の発注拡大が効果的であることから、いわゆる障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進します。

(4) 地域レベルの取組の推進

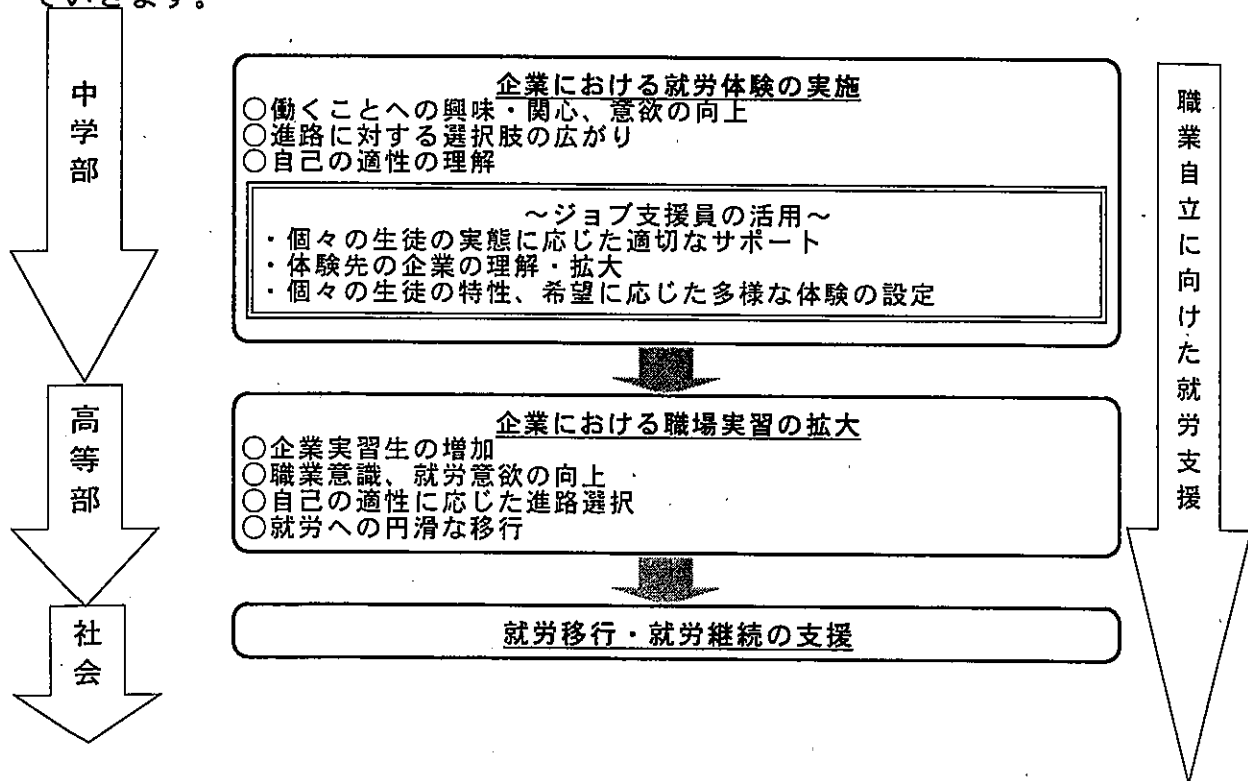
障害のある人の所得向上を進めるために、各地域においても、地域自立支援協議会等のネットワークを活用した事業所間連携による商品開発や販路拡大の取組等を支援します。

4 特別支援学校における進路指導の充実等

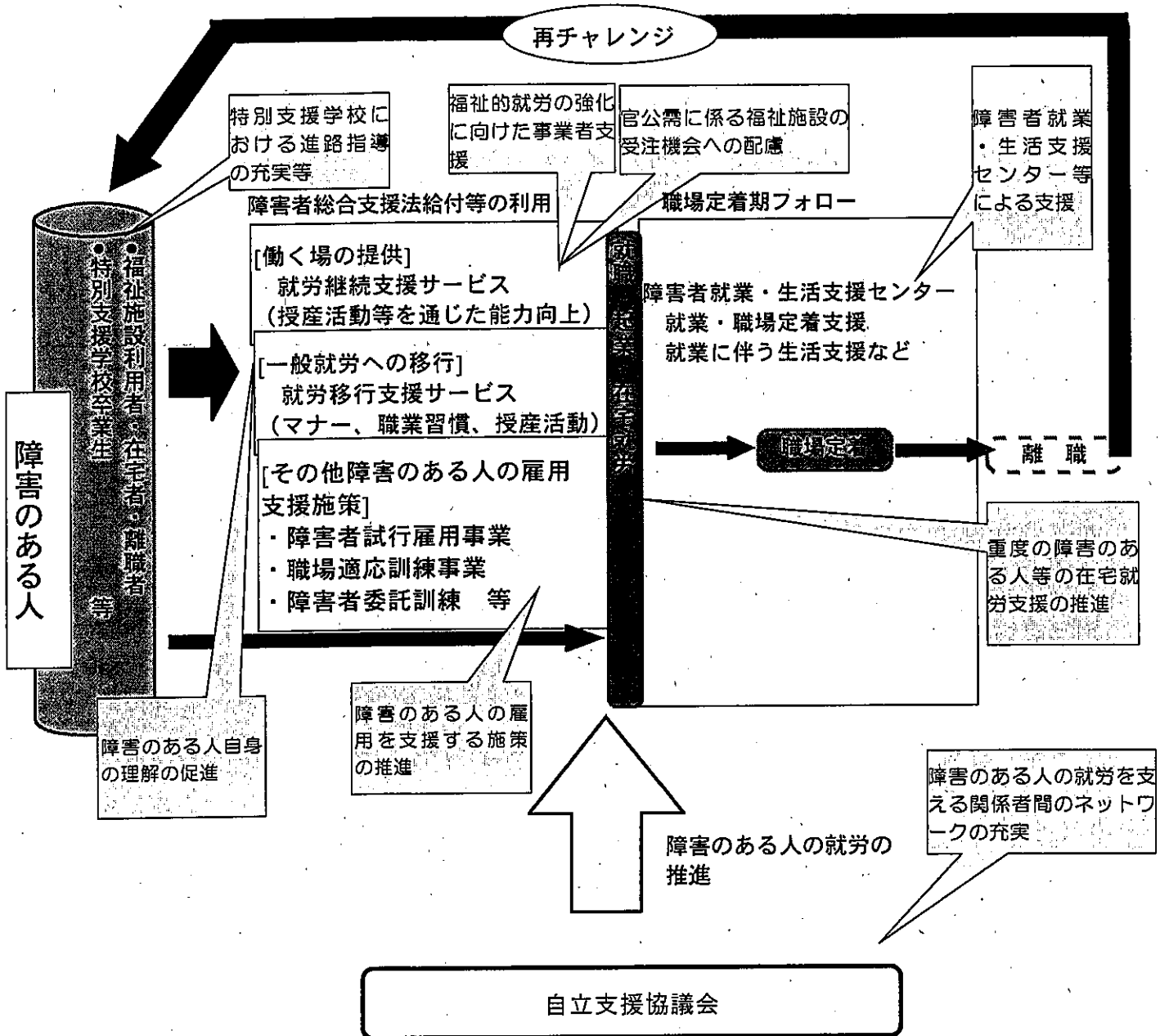
特別支援学校卒業生の円滑な就労移行等を支援するため、企業団体等と連携し障害のある生徒の就労意欲を高め、将来の社会自立に資する「岡山県就労・生活支援研究協議会」を継続的に実施することにより、企業団体との協力関係を構築するとともに、就労支援アドバイザー及び就労支援コーディネーターを活用した職場開拓、高等部の産業現場等における実習の充実を図ります。

また、生徒の進路意識の高揚を図るため、ジョブ支援員を活用して中学部からの職場体験を実施していきます。

さらに、卒業後、企業等での就労による社会自立を目指す特別支援学校生徒の「働く力」をより一層育成し、職業教育・就労支援の充実を図るため、「岡山の就労応援団」を構築し、特別支援学校高等部におけるこれまでの産業現場実習に加え、中学部における実習や地域と連携した「地域型実習」を県内全域で推進できるよう取り組んでいきます。



<就労支援の体系>



(参考) その他の障害のある人の就労移行等を支える各種の取組

①岡山県障害者職場研修事業

障害のある人を、県庁の職場に短期間、研修生として受け入れて職場体験の機会を提供することにより、就労意欲の醸成、就労に必要な社会的マナーの習得を図り、一般就労移行を促進します。

②知的障害のある人を対象とした非常勤職員採用

県の職場において、主に事務補助に従事する知的障害のある人を対象にした非常勤職員の採用を、平成25年度より実施しています。

③県建設工事における入札参加資格

県建設工事に係る入札参加資格において、障害のある人の雇用状況を評価する制度を設けています。

④県の物品購入・役務の提供における入札参加資格

県の物品購入・役務の提供に係る入札参加資格の認定において、企業での障害のある人の雇用状況を評価する制度を設けています。

第8章 障害福祉サービスの必要な見込量とその確保の方策

第4期計画における障害福祉サービスの必要な見込量は、市町村が策定した第4期市町村障害福祉計画との整合性を図り、市町村の見込量を基に算出しています。

市町村では、第3期市町村障害福祉計画の進捗状況を分析、評価し、第4期市町村障害福祉計画に向けた課題等を整理した上で、国が定めた基本指針や過去の実績、地域の実情等を踏まえて、見込量を算出しています。

なお、この必要なサービス量の算出に当たっては、地域生活や一般就労への移行に関する数値目標（目標年度：平成29年度）を設定し、その上で、当該数値目標の達成を目指して、必要な障害福祉サービス等の量を見込んでいます。

1 必要なサービスの見込量と確保の方策

＜障害福祉サービス利用量の見込みの状況（全体）＞

単位：人／月

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系サービス		3,438	3,661	3,876
日中活動系サービス		11,725	12,411	13,078
共同生活援助（グループホーム）		1,619	1,726	1,829
施設入所支援		2,221	2,184	2,148
合計		19,003	19,982	20,931
相談支援	計画相談支援	1,489	1,692	1,905
	地域相談支援（地域移行支援）	62	73	83
	地域相談支援（地域定着支援）	255	277	302

(1) 訪問系サービス

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）は、日常生活上の介護や支援が必要な人が居宅で生活していく上で重要なサービスです。

ア 現状と課題

居宅介護は新見市と新庄村を除く全県に、また、重度訪問介護は新庄村を除く全県に展開していますが、いずれも利用ニーズが高く、マンパワーの不足や対応能力の差が課題となっています。

同行援護は、視覚障害のある人の外出支援に大きな役割を果たすものであり、ニーズに対応できる体制の整備を図っていく必要があります。

行動援護は、高梁・新見サブ圏域と真庭サブ圏域には事業所がなく、利用ニーズも限られていますが、少ない利用ニーズに適切に対応できる体制を整備しておく必要があります。

重度障害者等包括支援は、全県的に利用実績が少なく、倉敷・井笠サブ圏域にあった県内唯一の事業所が平成26年5月末に廃止されており、適切に対応できる体制を整備しておく必要があります。

イ 今後の取組

ホームヘルパー等の計画的養成や資質の向上を図るとともに、介護保険事業者を含め、多様な事業者の参入を図る等、県内どこでも必要な訪問系サービスが利用できることを目指して、必要とされるサービス量が充足されるよう努めます。

また、行動援護、重度障害者等包括支援については、事業所の確保も視野に入れて、利用ニーズに適切に対応できる体制の整備を進めます。

<訪問系サービスの見込量>

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/月】	
行動援護、 居宅介護、 重度訪問介護、 同行援護、 重度障害者等包括支援	備前圏域	1,681	39,645	1,825	42,777	1,967	45,901
	備中圏域	1,491	23,569	1,560	24,535	1,625	25,398
	美作圏域	266	4,092	276	4,234	284	4,335
	合 計	3,438	67,306	3,661	71,546	3,876	75,634
再 掲	倉敷・井笠圏域	1,434	22,853	1,496	23,762	1,553	24,562
	高梁・新見圏域	57	716	64	773	72	836
	津山・勝英圏域	210	3,350	217	3,450	221	3,501
	真庭圏域	56	742	59	784	63	834

①居宅介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、掃除・洗濯等の家事援助等を行うサービスです。

＜居宅介護サービスの見込量＞

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	
備前圏域	1,395	20,696	1,514	22,493	1,633	24,307	
備中圏域	1,306	16,288	1,358	17,024	1,411	17,697	
美作圏域	242	3,447	252	3,589	259	3,682	
合 計	2,943	40,431	3,124	43,106	3,303	45,686	
再 掲	倉敷・井笠圏域	1,250	15,819	1,295	16,498	1,340	17,108
	高梁・新見圏域	56	469	63	526	71	589
	津山・勝英圏域	193	2,761	200	2,861	204	2,912
	真庭圏域	49	686	52	728	55	770

②重度訪問介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護が必要とされる人に、入浴、排せつ、食事の介護や外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。

＜重度訪問介護サービスの見込量＞

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	
備前圏域	128	15,108	134	15,938	140	16,768	
備中圏域	62	5,677	63	5,757	64	5,837	
美作圏域	6	449	6	449	6	449	
合 計	196	21,234	203	22,144	210	23,054	
再 掲	倉敷・井笠圏域	61	5,430	62	5,510	63	5,590
	高梁・新見圏域	1	247	1	247	1	247
	津山・勝英圏域	6	449	6	449	6	449
	真庭圏域	0	0	0	0	0	0

③同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）、移動の援護等の外出支援を行います。

<同行援護サービスの見込量>

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	
備 前 圏 域	109	2,426	122	2,701	133	2,951	
備 中 圏 域	79	771	91	876	98	941	
美 作 圏 域	14	148	14	148	15	156	
合 計	202	3,345	227	3,725	246	4,048	
再 掲	倉敷・井笠圏域	79	771	91	876	98	941
	高梁・新見圏域	0	0	0	0	0	0
	津山・勝英圏域	8	100	8	100	8	100
	真庭圏域	6	48	6	48	7	56

④行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害があり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパー等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護支援、外出支援を行うサービスです。

<行動援護サービスの見込量>

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	
備 前 圏 域	48	1,411	54	1,641	60	1,871	
備 中 圏 域	41	479	45	524	49	569	
美 作 圏 域	3	43	3	43	3	43	
合 計	92	1,933	102	2,208	112	2,483	
再 掲	倉敷・井笠圏域	41	479	45	524	49	569
	高梁・新見圏域	0	0	0	0	0	0
	津山・勝英圏域	2	35	2	35	2	35
	真庭圏域	1	8	1	8	1	8

⑤重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障害があり、その介護の必要の程度が著しく高い人に対して、サービス等利用計画に基づき居宅介護等の複数のサービスを包括的に行うサービスです。

＜重度障害者等包括支援サービスの見込量＞

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	
備前圏域	1	4	1	4	1	4	
備中圏域	3	354	3	354	3	354	
美作圏域	1	5	1	5	1	5	
合 計	5	363	5	363	5	363	
再 掲	倉敷・井笠圏域	3	354	3	354	3	354
	高梁・新見圏域	0	0	0	0	0	0
	津山・勝英圏域	1	5	1	5	1	5
	真庭圏域	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

障害のある人の自立と社会参加の促進を図るためには、その人のニーズ等に応じて必要とする日中活動の場に係るサービス（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所）が十分に受けられることが必要です。

ア 現状と課題

生活介護は、利用ニーズが高く、今後も利用者の増加が見込まれるため、事業所を確保することが課題です。

自立訓練（機能訓練）は、県内には指定事業所がなく、県外の事業所を利用せざるを得ない状況であることから、事業所の確保が課題です。

自立訓練（生活訓練）は、利用ニーズは高くないものの、事業所の数及び利用定員が不足しており、充実が必要です。

就労継続支援に係るサービスは、全ての圏域で利用ニーズが高く、事業所の確保も進んでいますが、就労移行支援は、事業所が減少傾向にあり、利用者の意向や障害の状況に応じて適切に就労移行及び職場定着の支援を行うとともに、就労継続支援（B型）の支給決定に当たってのアセスメントを担うことができる事業所の確保が必要です。

短期入所は、障害のある人を介護する人の一時的休息や疾病等不測時における一時預かりの機能を有するサービスであるため、医療的ケアを行う事業所を含め、必要なときに適切に対応できる体制を確保しておく必要があります。

療養介護は、利用対象者は少ないですが、現在、県内には県南の5事業者のみで、県北には事業者がないことから、全県域を対象としたサービスの提供が必要です。

イ 今後の取組

このようなサービスごとの課題に適切に対応するため、新規事業所の参入促進を図り、サブ圏域を含む障害保健福祉圏域5圏域（ただし、療養介護については全県域）を単位として、見込量に応じた事業所数の確保や利用のしやすさに配慮した配置に努め、医療的ケアを行う短期入所については、市町村と連携し補助事業も有効に活用しながら、地域バランスのとれたサービス環境の整備に取り組みます。

事業所の確保に当たっては、福祉人材センター等との連携を図り、適切なマンパワーの確保を促進し、障害のある人が、必要とする日中活動系サービスの提供を受けることができることを目指して、介護保険事業所の活用による基準該当サービスを含め、必要なサービス量が充足されるよう努めます。

①生活介護

常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行うとともに、創造的又は生産活動の場の機会を提供します。

＜生活介護サービスの見込量＞

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【人日/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【人日/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【人日/ 月】	
備前圏域	1,727	34,972	1,838	37,242	1,951	39,516	
備中圏域	1,589	29,864	1,634	30,732	1,678	31,607	
美作圏域	667	13,316	681	13,588	692	13,823	
合 計	3,983	78,152	4,153	81,562	4,321	84,946	
再 掲	倉敷・井笠圏域	1,393	26,192	1,429	26,889	1,464	27,593
	高梁・新見圏域	196	3,672	205	3,843	214	4,014
	津山・勝英圏域	523	10,302	527	10,364	528	10,389
	真庭圏域	144	3,014	154	3,224	164	3,434

②自立訓練（機能訓練）

身体障害のある人が地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持・向上のため、一定期間、身体機能のリハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練を行います。

＜自立訓練（機能訓練）サービスの見込量＞

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【人日/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【人日/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【人日/ 月】	
備前圏域	8	152	8	152	10	195	
備中圏域	5	90	5	90	5	90	
美作圏域	11	227	11	227	11	227	
合 計	24	469	24	469	26	512	
再 掲	倉敷・井笠圏域	4	68	4	68	4	68
	高梁・新見圏域	1	22	1	22	1	22
	津山・勝英圏域	6	122	6	122	6	122
	真庭圏域	5	105	5	105	5	105

③自立訓練（生活訓練）

知的障害のある人や精神障害のある人が地域生活を営む上で、生活能力の維持、向上等のため、一定期間、入浴、排せつ、食事等日常生活能力を向上するための訓練を行います。

＜自立訓練（生活訓練）サービスの見込量＞

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【人日/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【人日/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【人日/ 月】	
備前圏域	97	1,842	103	1,959	109	2,066	
備中圏域	60	1,218	63	1,302	67	1,416	
美作圏域	23	518	26	580	30	664	
合 計	180	3,578	192	3,841	206	4,146	
再 掲	倉敷・井笠圏域	47	889	47	889	47	889
	高梁・新見圏域	13	329	16	413	20	527
	津山・勝英圏域	17	392	18	412	20	454
	真庭圏域	6	126	8	168	10	210

※宿泊型自立訓練を含む。

④就労移行支援

一般就労を希望する65歳未満の障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

＜就労移行支援サービスの見込量＞

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【人日/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【人日/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【人日/ 月】	
備前圏域	137	2,431	155	2,768	177	3,151	
備中圏域	105	2,053	124	2,436	145	2,863	
美作圏域	35	716	41	838	49	1,003	
合 計	277	5,200	320	6,042	371	7,017	
再 掲	倉敷・井笠圏域	91	1,760	110	2,143	131	2,570
	高梁・新見圏域	14	293	14	293	14	293
	津山・勝英圏域	19	380	22	439	26	520
	真庭圏域	16	336	19	399	23	483

※就労移行支援（養成施設）を含む。

⑤就労継続支援（A型）

事業所内において、継続的に就労することが可能な65歳未満の障害のある人に、雇用契約に基づく働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、一般就労への移行に向けた支援も行います。

＜就労継続支援（A型）サービスの見込量＞

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	
備前圏域	1,410	28,366	1,539	30,939	1,669	33,526	
備中圏域	948	18,735	1,005	19,919	1,055	20,940	
美作圏域	158	3,314	167	3,503	174	3,645	
合 計	2,516	50,415	2,711	54,361	2,898	58,111	
再掲	倉敷・井笠圏域	891	17,693	939	18,716	979	19,561
	高梁・新見圏域	57	1,042	66	1,203	76	1,379
	津山・勝英圏域	144	3,020	149	3,125	154	3,225
	真庭圏域	14	294	18	378	20	420

⑥就労継続支援（B型）

一般企業や就労継続支援事業（A型）での就労経験があつて、年齢や体力の面で就労が困難となった人や、就労移行支援事業を利用したが、一般企業等又は就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかつた人などに雇用契約に基づかない働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

＜就労継続支援（B型）サービスの見込量＞

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	
備前圏域	1,497	26,098	1,603	27,867	1,705	29,638	
備中圏域	1,445	24,319	1,503	25,310	1,554	26,160	
美作圏域	709	12,801	731	13,024	742	13,249	
合 計	3,651	63,218	3,837	66,201	4,001	69,047	
再掲	倉敷・井笠圏域	1,322	22,133	1,371	22,964	1,412	23,647
	高梁・新見圏域	123	2,186	132	2,346	142	2,513
	津山・勝英圏域	587	10,236	605	10,375	612	10,516
	真庭圏域	122	2,565	126	2,649	130	2,733

⑦療養介護

医療及び常時介護を必要とする人に、医療機関において医学的管理の下に、食事、入浴等の介護及び日常生活上の相談支援等を行います。

＜療養介護サービスの見込量＞

区 分	平成27年度 【人／月】	平成28年度 【人／月】	平成29年度 【人／月】
全 県 域	466	469	470

⑧短期入所

居宅において、障害のある人の介護をする人が病気等の場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援等を行います。

＜短期入所サービスの見込量＞

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者 数 【人／月】	利用見込 量 【人日／ 月】	実利用者 数 【人／月】	利用見込 量 【人日／ 月】	実利用者 数 【人／月】	利用見込 量 【人日／ 月】	
備 前 圏 域	285	1,535	323	1,768	367	2,013	
備 中 圏 域	264	1,179	289	1,269	315	1,356	
美 作 圏 域	79	464	93	524	103	564	
合 計	628	3,178	705	3,561	785	3,933	
再 掲	倉敷・井笠圏域	209	1,086	225	1,168	241	1,246
	高梁・新見圏域	55	93	64	101	74	110
	津山・勝英圏域	63	401	68	434	72	456
	真庭圏域	16	63	25	90	31	108

(3) 居住系サービス

障害のある人が自立し、地域社会で生活していくためには、障害のある人本人の意向を尊重しつつ、生活の場が十分確保されていることが必要です。

特に、施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を促進していくためには、グループホームなどの居住基盤の整備促進が必要です。

ア 現状と課題

共同生活援助は、障害のある人の地域移行が進むことに伴い、利用ニーズは更に高まると想定されることから、サブ圏域を含めた障害保健福祉圏域（5圏域）を単位として、グループホームの確保等が必要です。

施設入所支援は、真に支援を受ける必要のある（重度の）利用者に配慮しながら、入所定員を適正に維持していく必要があります。

イ 今後の取組

共同生活援助については、その運営への新規参入を進めるとともに、公営住宅の活用等も検討しながら、圏域内のいずれの地域においてもグループホームが利用できるよう、障害のある人の地域生活における居住基盤の整備を促進します。

また、グループホーム利用者を対象とした家賃助成制度や平成26年4月に導入されたサテライト型住居を有効に活用しながら、障害のある人の地域移行を進めていきます。

施設入所支援については、真に入所が必要な人の利用見込量に応じた入所定員の確保を図ります。

①共同生活援助（グループホーム）

障害のある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助又は、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

＜共同生活援助サービスの見込量＞ 単位：人／月

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
備 前 圏 域	699	762	825	
備 中 圏 域	596	630	662	
美 作 圏 域	324	334	342	
合 計	1,619	1,726	1,829	
再 掲	倉敷・井笠圏域	499	526	551
	高梁・新見圏域	97	104	111
	津山・勝英圏域	250	256	260
	真庭圏域	74	78	82

②施設入所支援

生活介護、自立訓練及び就労移行支援等のサービスを受ける人に日中活動とあわせて、入所施設において、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護を行います。

＜施設入所支援サービスの見込量＞ 単位：人／月

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
全 県 域	2,221	2,184	2,148

(4) 相談支援

サービス提供事業者等の連絡調整を適切に実施し、様々な種類のサービスを組み合わせ、計画的に利用できるよう支援する計画相談支援とともに、入所施設や精神科病院等に入所・入院している人の地域移行や地域定着に係る相談に応じる地域相談支援は、障害のある人が地域で安心して暮らすために不可欠なサービスです。

これらの相談支援サービスが効果的に提供できる体制を整備することが必要です。

ア 現状と課題

平成24年4月の支給決定プロセスの見直しにより、3年間の経過措置付きで、計画相談支援の対象が、原則として障害福祉サービス及び地域相談支援を申請した全ての人へと大幅に拡大されました。

これにより、計画相談支援は、経過措置期間終了後の平成27年4月以降は、障害福祉サービス及び地域相談支援の支給申請をした全ての人について必要となります。平成24年度から平成26年度までの3年間で、そのための体制整備を進めてきましたが、順調に体制整備が進んでいる市町村がある一方、相談支援事業所が不足する市町村や未設置の市町村があり、全体としては必要な水準に達していない状況です。

イ 今後の取組

相談支援従事者の計画的養成や資質の向上、サービス提供事業者との連携強化、指定相談支援事業者の確保等を推進し、必要なサービス量の充足に努めます。課題を抱える市町村には、相談支援アドバイザー等の派遣などにより、相談支援体制の充実を支援します。

また、障害福祉サービスを利用する人の地域生活が安定的なものとなるよう総合的な援助方針（例えば、将来的に一般就労を目指すなど）や解決すべき課題等を踏まえ、適切なサービス等利用計画が作成されるよう支援します。そのために、計画作成を行う相談支援従事者の指導者の養成に努めます。

① 計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害のある人を対象に、サービス利用支援（支給決定前のサービス等利用計画案の作成、支給決定時のサービス事業者等との調整及びサービス等利用計画の作成）及び継続サービス利用支援（支給決定後の利用状況の検証、サービス等利用計画の見直し（モニタリング）等）を行うサービスです。

＜計画相談支援サービスの見込量＞

単位：人／月

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
備前圏域	585	763	940	
備中圏域	537	557	583	
美作圏域	367	372	382	
合 計	1,489	1,692	1,905	
再掲	倉敷・井笠圏域	463	477	497
	高梁・新見圏域	74	80	86
	津山・勝英圏域	322	323	330
	真庭圏域	45	49	52

②地域相談支援（地域移行支援）

入所施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人を対象に、初期段階（地域移行支援計画の作成、対象者への地域生活移行に向けた訪問相談等）、中期段階（社会見学・事業所体験等の同行支援、自宅・グループホーム等への体験宿泊、関係機関との調整等）、終期段階（住居の確保、生活物品の購入時等の同行支援等）と地域生活への移行に向けた段階的な支援を行います。

＜地域相談支援（地域移行支援）サービスの見込量＞ 単位：人／月

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
備前圏域	26	34	42	
備中圏域	23	25	27	
美作圏域	13	14	14	
合 計	62	73	83	
再掲	倉敷・井笠圏域	20	21	22
	高梁・新見圏域	3	4	5
	津山・勝英圏域	12	13	13
	真庭圏域	1	1	1

③地域相談支援（地域定着支援）

入所施設や精神科病院から退所・退院した障害のある人や家族との同居から一人暮らしに移行した障害のある人などを対象に、緊急の事態に対応して速やかに駆けつけられる常時の連絡体制を確保するとともに、緊急訪問・緊急対応等を実施します。

＜地域相談支援（地域定着支援）サービスの見込量＞ 単位：人／月

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
備 前 圏 域	81	95	109	
備 中 圏 域	159	167	176	
美 作 圏 域	15	15	17	
合 計	255	277	302	
再 掲	倉敷・井笠圏域	152	158	165
	高梁・新見圏域	7	9	11
	津山・勝英圏域	14	14	16
	真庭圏域	1	1	1

2 指定障害者支援施設の必要入所定員総数等

特定障害福祉サービス（生活介護及び就労継続支援（B型））及び施設入所支援サービスについての必要なサービス量又は入所定員総数は、1の必要なサービス見込量を踏まえ、それぞれ次のとおりとします。

特にこれらのサービスについては、必要なサービス量の範囲内で、サービス基盤の整備を進めることとしますが、その取扱いについては、必要に応じた見直しなど、柔軟な対応を図っていきます。

これらのサービスは、障害者総合支援法第36条第5項及び第38条第2項の規定により、指定の申請があった場合において既に必要なサービス量に達しているとき等には、指定をしないことができることとされています。

（1）特定障害福祉サービス

障害者総合支援法第36条第5項の規定に定める各年度ごとの特定障害福祉サービスの区分ごとの必要な量は、1のサービスの見込量を踏まえ、次のとおりとします。

①生活介護

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
備 前 圏 域	1,727	1,838	1,951
備 中 圏 域	1,589	1,634	1,678
美 作 圏 域	667	681	692
合 計	3,983	4,153	4,321

②就労継続支援（B型）

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
備 前 圏 域	1,497	1,603	1,705
備 中 圏 域	1,445	1,503	1,554
美 作 圏 域	709	731	742
合 計	3,651	3,837	4,001

※この数値は1のサービスの見込量を踏まえ、定員換算したものです。

(2) 必要入所定員総数

障害者総合支援法第38条第2項の規定による各年度の指定障害者支援施設の入所定員総数（全県域）は、第3期計画の平成26年度における必要入所定員総数及び1のサービスの見込量を踏まえ、次のとおりとします。

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
全 県 域	2,320	2,282	2,244

※上記定員総数の算定に当たっては、施設運営上必要な空床率等を勘案し、サービスの見込み量に1.045を乗じて、上記のとおり積算しました。

障害者総合支援法（抄）

(指定障害福祉サービス事業者の指定)

第36条

5 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第1項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第89条第2項第1号の規定により都道府県が定める区域とする。）における当該申請に係る指定障害福祉サービスの量が、同条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第29条第1項の指定をしないことができる。

(指定障害者支援施設の指定)

第38条

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、当該都道府県における当該申請に係る指定障害者支援施設の入所定員の総数が、第89条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県の当該指定障害者支援施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によってこれを超えることとなると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第29条第1項の指定をしないことができる。

3 圏域ごとの障害福祉サービスの見通し及び基盤整備の方策

障害のある人の地域生活や一般就労への移行を、県内全ての地域で効果的に促進するためには、地域における障害福祉サービスの利用状況や地域の実情を踏まえ、地域ごとに必要な障害福祉サービスの基盤整備を促進していくことが必要です。

このため、障害保健福祉圏域（サブ圏域を含めた5圏域）を単位として、市町村の実施状況を踏まえ、それぞれの圏域における障害福祉サービスの種類及び量の見通しを明らかにしました。

(1) 備前圏域

ア 現状

備前圏域は、県南東部の5市2町で構成され、圏域の人口は917,747人（平成26年4月1日現在）です。このうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は50,875人で、圏域の総人口の5.5%となっています。

この圏域には、重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービス提供事業所がありますが、全事業所の7割以上の事業所が岡山市にあります。

イ 課題

(ア) 地域生活への移行の観点

共同生活援助の利用ニーズは高いものの、地域生活への移行を促進するための整備が充分とは言えないため、グループホームの整備を一層促進する必要があります。

(イ) 一般就労への移行の観点

就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）が高い伸びを示しており、雇用情勢の厳しい状況等が続いているため、福祉的就労が増えています。障害のある人の勤労意欲の向上や就労機会の提供に向けた取組が必要です。

(ウ) 相談支援体制の充実の観点

相談支援制度の拡充に伴う対象者増に対応するため、相談支援体制を充実させるとともに、障害種別に応じて適切に対応できる資質の確保や、事業者と障害福祉サービス事業者との連携の仕組みづくりが必要です。

また、市町村が設置している地域自立支援協議会等を活用して、関係者間のネットワーク化を図り、相談支援体制を一層強化していく必要があります。

ウ サービスの見込量等

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】
訪問系サービス	1,681	39,645	1,825	42,777	1,967	45,901
日中活動系サービス	【人日/ 月】		【人日/ 月】		【人日/ 月】	
生活介護	1,727	34,972	1,838	37,242	1,951	39,516
自立訓練(機能訓練)	8	152	8	152	10	195
自立訓練(生活訓練)	97	1,842	103	1,959	109	2,066
就労移行支援	137	2,431	155	2,768	177	3,151
就労継続支援(A型)	1,410	28,366	1,539	30,939	1,669	33,526
就労継続支援(B型)	1,497	26,098	1,603	27,867	1,705	29,638
療養介護	217		217		217	
短期入所	285	1,535	323	1,768	367	2,013
居住系サービス(GH)	699		762		825	
施設入所支援	862		849		835	
相談支援						
計画相談支援	585		763		940	
地域移行支援	26		34		42	
地域定着支援	81		95		109	

エ 必要な取組

(ア) 地域生活の支援の充実

障害のある人の特性に応じたホームヘルパーの確保や訪問系サービスの充実を促進します。

居住の場を確保するため、グループホームの整備を促進するとともに、公営住宅等の既存施設の活用等について関係機関と連携を図りながら進めます。

(イ) 一般就労の支援の充実

就労移行支援事業所の確保に努めるとともに、ハローワーク等関係機関との連携を一層強化し、就労促進、職場定着への支援の充実を図ります。

(ウ) 相談支援体制の充実

事業者が障害種別やその特性に応じて必要な情報の提供や助言等が適切に行えるよう、相談支援専門員の資質の向上を進めるとともに、市町村が設置している地域自立支援協議会等を活用して、障害福祉サービス提供事業者の連携強化、関係者間のネットワークの強化を図り、相談支援体制を一層強化します。

(2) 備中圏域

① 倉敷・井笠サブ圏域

ア 現状

倉敷・井笠サブ圏域は、県南西部の5市3町で構成され、圏域の人口は、710,759人（平成26年4月1日現在）です。このうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は35,814人で、圏域人口の5.0%となっています。

この圏域には、重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービス提供事業所がありますが、その6割以上が倉敷市にあります。

イ 課題

(ア) 地域生活への移行の観点

訪問系、日中活動系ともに事業所は増加していますが、圏域内における地域偏在が生じており、地域性等を考慮した事業所の適正配置が必要となっています。

グループホームは、現在の定員では利用見込量に対して不足するため、整備が必要です。

(イ) 一般就労への移行の観点

雇用情勢の厳しい状況が続いているため、障害のある人の就労機会を広げる取組が必要です。

(ウ) 相談支援体制の充実の観点

地域生活の移行を推進する上でも身近な相談場所の確保が必要であり、地域自立支援協議会の活用、地域活動支援センターの確保が必要です。

障害福祉サービスを必要としている障害のある人に対し、障害福祉サービス等について周知を図る必要があります。

ウ サービスの見込量等

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】
訪問系サービス	1,434	22,853	1,496	23,762	1,553	24,562
日中活動系サービス	【人日/ 月】		【人日/ 月】		【人日/ 月】	
生活介護	1,393	26,192	1,429	26,889	1,464	27,593
自立訓練(機能訓練)	4	68	4	68	4	68
自立訓練(生活訓練)	47	889	47	889	47	889
就労移行支援	90	1,760	109	2,143	130	2,570
就労継続支援(A型)	891	17,693	939	18,716	979	19,561
就労継続支援(B型)	1,322	22,133	1,371	22,964	1,412	23,647
療養介護	157		158		159	
短期入所	209	1,086	225	1,168	241	1,246
居住系サービス(GH)	499		526		551	
施設入所支援	775		758		744	
相談支援						
計画相談支援	463		477		497	
地域移行支援	20		21		22	
地域定着支援	152		158		165	

エ 必要な取組

(ア) 地域生活の支援の充実

障害のある人の特性に応じたホームヘルパーの確保や訪問系サービス提供事業所の適正配置を含めたサービスの提供体制の充実を促進します。

居住の場を確保するため、グループホームの整備を促進するとともに、公営住宅等の既存施設の活用等について関係機関と連携を図りながら進めます。

(イ) 一般就労の支援の充実

就労移行支援事業所の確保に努めるとともに、障害者就業・生活支援センター、企業、地域自立支援協議会など関係機関との連携を深めて、職場開拓、就労促進、職場定着への支援の充実を図ります。

(ウ) 相談支援体制の充実

事業者が障害種別やその特性に応じて必要な情報の提供や助言等が適切に行えるよう、相談支援専門員の資質の向上を進めるとともに、地域自立支援協議会、地域活動支援センター等を活用して、事業者相互の連携強化、関係者間のネットワーク化を図り、身近な相談場所の確保など相談支援体制を一層強化します。

相談支援や障害者週間の場や広報媒体等を活用し、障害のある人自身に対する障害福祉サービスの周知を一層図ります。

②高梁・新見サブ圏域

ア 現状

高梁・新見サブ圏域は、県西北部の2市で構成され、圏域の人口は、65,035人（平成26年4月1日現在）です。このうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は4,977人で、圏域人口の7.7%となっています。また、障害のある人の高齢化が進展しています。

この圏域には、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、短期入所、共同生活援助、施設入所支援、相談支援についてのサービス提供事業所があります。

イ 課題

（ア）地域生活への移行の観点

訪問系サービス等の充実とともに、地域の特性に応じた移動手段等の確保が必要です。

（イ）一般就労への移行の観点

雇用情勢の厳しい状況が続いているため、障害のある人の就労機会を広げる取組が必要です。

（ウ）相談支援体制の充実の観点

地域自立支援協議会の活用とともに、相談支援事業者、市等の関係機関が連携した取組を一層推進する必要があります。

ウ サービスの見込量等

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】
訪問系サービス	57	716	64	773	72	836
日中活動系サービス	【人日/ 月】		【人日/ 月】		【人日/ 月】	
生活介護	196	3,672	205	3,843	214	4,014
自立訓練(機能訓練)	1	22	1	22	1	22
自立訓練(生活訓練)	13	329	16	413	20	527
就労移行支援	14	293	14	293	14	293
就労継続支援(A型)	57	1,042	66	1,203	76	1,379
就労継続支援(B型)	123	2,186	132	2,346	142	2,513
療養介護	20		20		20	
短期入所	55	93	64	101	74	110
居住系サービス(GH)	97		104		111	
施設入所支援	142		139		136	
相談支援						
計画相談支援	74		80		86	
地域移行支援	3		4		5	
地域定着支援	7		9		11	

エ 必要な取組

(ア) 地域生活の支援の充実

障害のある人の高齢化が進んでいる地域性に留意して、居宅介護や行動援護等の訪問系サービスの提供体制の充実を促進します。

居住の場を確保するため、グループホームの整備を促進するとともに、公営住宅等の既存施設の活用等について関係機関と連携を図りながら進めます。

(イ) 一般就労の支援の充実

就労移行支援事業所の確保に努めるとともに、地域自立支援協議会のネットワークを活用した職場開拓、就労促進、職場定着の促進を図ります。

(ウ) 相談支援体制の充実

事業者が障害種別やその特性に応じて必要な情報の提供や助言等が適切に行えるよう、相談支援専門員の資質の向上を進めるとともに、地域自立支援協議会を活用して、自治体、相談支援事業者等の関係機関が連携した取組を一層推進します。

相談支援や障害者週間の場合や広報媒体等を活用し、障害のある人自身に対する障害福祉サービス等の周知を一層図ります。

(3) 美作圏域

①津山・勝英サブ圏域

ア 現状

津山・勝英サブ圏域は、県北東部の2市5町1村で構成され、圏域の人口は、183,748人（平成26年4月1日現在）です。このうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は12,300人で、圏域人口の6.7%を占めています。また、障害のある人の高齢化が進展しています。

この圏域には、重度障害者等包括支援、就労移行支援、療養介護以外の障害福祉サービス提供事業所がありますが、これらの全事業所の約6割の事業所が津山市にあります。

イ 課題

(ア) 地域生活への移行の観点

グループホームは現在の定員では利用見込量に対して不足するため、整備が必要です。

訪問系サービス事業者におけるヘルパーの確保や障害種別等に応じて適切に対応できる資質の確保が必要です。

(イ) 一般就労への移行の観点

就労移行支援事業所がなく、一般就労移行の促進の観点から、その確保を図る必要があります。

障害者就業・生活支援センター、ハローワークとの連携に取り組んでいく必要があります。

(ウ) 相談支援体制の充実の観点

より専門性を高めるなど、事業者の資質の向上を図る必要があります。

地域自立支援協議会において、引き続き地域の困難ケースについて取り上げて検討する必要があります。

圏域内の事業状況について、サービスを必要とする障害のある人への周知を一層図る必要があります。

ウ サービスの見込量等

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】
訪問系サービス	210	3,350	217	3,450	221	3,501
日中活動系サービス	【人日/ 月】		【人日/ 月】		【人日/ 月】	
生活介護	523	10,302	527	10,364	528	10,389
自立訓練(機能訓練)	6	122	6	122	6	122
自立訓練(生活訓練)	17	392	18	412	20	454
就労移行支援	19	380	22	439	26	520
就労継続支援(A型)	144	3,020	149	3,125	154	3,225
就労継続支援(B型)	587	10,236	605	10,375	612	10,516
療養介護	57		58		58	
短期入所	63	401	68	434	72	456
居住系サービス(GH)	250		256		260	
施設入所支援	340		337		334	
相談支援						
計画相談支援	322		323		330	
地域移行支援	12		13		13	
地域定着支援	14		14		16	

エ 必要な取組

(ア) 地域生活の支援の充実

障害のある人の高齢化が進んでいる地域性に留意して、居宅介護や行動援護等の訪問系サービスや重度の障害のある人を介護している家族のレスパイトの視点から短期入所サービス提供体制の充実を促進します。

居住の場を確保するため、グループホームの整備を促進するとともに、公営住宅等の既存施設の活用等について関係機関と連携を図りながら進めます。

(イ) 一般就労の支援の充実

事業者の新規参入等による就労移行支援事業所及び就労継続支援(A型)事業所の確保に努めます。

障害者就業・生活支援センター、ハローワークとの連携や、地域自立支援協議会のネットワークを活用し、職場開拓、就労促進、職場定着の促進を図ります。

(ウ) 相談支援体制の充実

事業者が障害種別やその特性に応じて必要な情報の提供や助言等が適切に行えるよう、相談支援事業者等の関係機関が連携した取組を一層推進します。

相談支援や障害者週間の場や広報媒体等を活用し、障害のある人自身に対する障害福祉サービス等の周知を一層図ります。

②真庭サブ圏域

ア 現状

真庭サブ圏域は県北部の1市1村で構成され、圏域の人口は47,610人（平成26年4月1日現在）で、このうち身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は3,287人で、圏域人口の6.9%を占めています。また、障害のある人の高齢化が課題となっています。

この圏域には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、短期入所、共同生活援助、施設入所支援、相談支援の障害福祉サービス提供事業所が、いずれも真庭市にあります。

イ 課題

（ア）地域生活への移行の観点

訪問系サービス事業者におけるヘルパーの確保や障害種別等に応じて適切に対応できる資質の確保が必要です。

（イ）一般就労への移行の観点

地域自立支援協議会を通じて、企業等へ障害のある人の雇用に対する普及啓発を図っていく必要があります。

また、通勤手段として公共交通等の確保を図る必要があります。

（ウ）相談支援体制の充実の観点

より専門性を高めるなど、事業者の資質の向上を図る必要があります。

圏域内の事業の状況について、サービスを必要とする障害のある人への周知を一層図る必要があります。地域自立支援協議会の活動において関係機関の連携を一層深める必要があります。

ウ サービスの見込量等

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【時間/ 月】
訪問系サービス	56	742	59	784	63	834
日中活動系サービス	【人日/ 月】		【人日/ 月】		【人日/ 月】	
生活介護	144	3,014	154	3,224	164	3,434
自立訓練(機能訓練)	5	105	5	105	5	105
自立訓練(生活訓練)	6	126	8	168	10	210
就労移行支援	16	336	19	399	23	483
就労継続支援(A型)	14	294	18	378	20	420
就労継続支援(B型)	122	2,565	126	2,649	130	2,733
療養介護	15		16		16	
短期入所	16	63	25	90	31	108
居住系サービス(GH)	74		78		82	
施設入所支援	102		101		99	
相談支援						
計画相談支援	45		49		52	
地域移行支援	1		1		1	
地域定着支援	1		1		1	

エ 必要な取組

(ア) 地域生活の支援の充実

障害のある人の高齢化が進んでいる地域性に留意して、真庭市を中心とした居宅介護等の訪問系サービスのヘルパーの確保や資質の向上のほか、重度の障害のある人を介護している家族のレスパイトの視点から短期入所サービスの提供体制の充実を促進します。

居住の場を確保するため、グループホームの整備を促進するとともに、公営住宅等の既存施設の活用等について関係機関と連携を図りながら進めます。

(イ) 一般就労の支援の充実

就労移行支援事業所の充実及び就労継続支援(A型)事業所の確保に努めるとともに、地域自立支援協議会を中心に企業等への働きかけを通じた職場開拓等を促進します。

(ウ) 相談支援体制の充実

事業者が障害種別やその特性に応じて必要な情報の提供や助言等が適切に行えるよう、相談支援専門員等の関係機関が連携した取組を一層推進します。

相談支援や障害者週間の場合や広報媒体等を活用し、障害のある人自身に対する障害福祉サービス等の周知を一層図ります。

4 精神障害のある人の地域生活への移行の促進

医療従事者、福祉関係者、当事者団体関係者、行政関係者等で構成される精神障害者地域移行推進検討委員会を設置し、効果的な地域移行支援体制の構築に向けた検討を行うとともに、地域体制整備コーディネーターを中心として、精神科病院や地域援助事業者、ピアサポーター等との連携の強化、退院環境の整備等を推進します。

また、精神障害者アウトリーチ（訪問支援）事業により、治療継続が困難な精神障害のある人を対象に、必要な支援を適切に提供するため、医療と保健福祉等の多職種のスタッフから構成されるアウトリーチチームによる包括的な支援を推進します。

さらに、地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）のサービス提供等を通じて、入院中の精神障害のある人の地域移行、地域定着を推進していきます。

第9章 障害児への支援

障害児支援については、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号。以下「整備法」といいます。）により、平成24年4月から、各障害種別ごとに分かれていた障害児施設支援が障害児通所支援、障害児入所支援に再編されるとともに、障害児通所支援の実施主体が都道府県から市町村に移行されるなどの見直しがなされました。

障害児がより身近な地域で療育を受けられるようにするという整備法の趣旨を踏まえ、通所支援事業所等専門的な支援機関と連携し、障害児の支援体制を確保するため、以下のとおり、障害児支援についても第4期計画に盛り込むこととしました。

（児童福祉法における障害児のためのサービス内容の概要）

障害児通所支援	児童発達支援	通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。 ※児童発達支援センター：通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。
	医療型児童発達支援	児童発達支援に加え、肢体不自由児に対する治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や学校の休業日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供します。
	医療型障害児入所施設	障害に応じた適切な支援に加え、医療も提供します。
	障害児相談支援	障害児支援利用援助：障害児通所支援の申請に係る通所給付決定前に、障害児支援利用計画案を作成、通所給付決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 継続障害児支援利用援助：通所給付決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

1 障害児支援サービスの利用状況

過去3年間の障害児支援の利用実績は次のとおりです。

なお、平成24年度、25年度は各年度4月利用分、平成26年度は9月利用分の実績を記載しています。

(1) 障害児通所支援

単位：実利用人数/月

サービス種別	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童発達支援	全 県	2,958	3,371	4,364
医療型児童発達支援	備前圏域	1,152	1,265	1,599
	備中圏域	1,578	1,836	2,389
放課後等デイサービス	倉敷・井笠サブ圏域	1,514	1,734	2,227
	高梁・新見サブ圏域	64	102	162
保育所等訪問支援	美作圏域	228	270	376
	津山・勝英サブ圏域	221	264	357
	真庭サブ圏域	7	6	19

(2) 障害児入所支援

単位：実入所人数/月

サービス種別	区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		契約	措置	計	契約	措置	計	契約	措置	計
福祉型障害児入所支援	全 県	60	172	232	86	162	248	77	149	226
医療型障害児入所支援	岡山市以外	30	116	146	41	105	146	39	98	137
	岡山市	30	56	86	45	57	102	38	51	89

(3) 障害児相談支援

単位：実利用人数/月

サービス種別	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害児相談支援	全 県	3	113	192
	備前圏域	2	11	67
	備中圏域	1	102	116
	倉敷・井笠サブ圏域	1	102	67
	高梁・新見サブ圏域	0	0	49
	美作圏域	0	0	9
	津山・勝英サブ圏域	0	0	7
	真庭サブ圏域	0	0	2

2 障害児支援の整備状況

平成26年10月1日における障害児通所支援事業所等の指定状況は次のとおりです。

		通所支援				入所支援		障害児 相談支 援
		児童発 達支援	放課後等 デイサー ビス	医療型児 童発達支 援	保育所等 訪問支援	福祉型障 害児入所 施設	医療型障 害児入所 施設	
備 前 圏 域	岡山市	26	26		7	3	3	19
	玉野市	4	4		1			3
	備前市	1	2					1
	瀬戸内市	1	1					2
	赤磐市	1	3					
	和気町							2
	吉備中央町							2
備 中 圏 域	倉敷・井笠圏域							
	倉敷市	34	26	1	2			19
	笠岡市	3	1		1			1
	井原市	2	2					1
	総社市	5	4		1			3
	浅口市	1	2					
	早島町	1	3	1			1	1
	里庄町							
	矢掛町	2	1					1
	高梁・新見圏域							
	高梁市	3	3					1
新見市	1	1					2	
美 作 圏 域	津山・勝英圏域							
	津山市	3	4		1	1		7
	美作市	1	1					
	鏡野町	1	1					
	勝央町		1					1
	奈義町							
	西粟倉村							
	久米南町							
	美咲町							2
	真庭圏域							
真庭市	1	1					1	
新庄村								
計		91	87	2	13	4	4	69

3 障害児支援の見込量

障害児通所支援の見込量については、市町村計画との整合性を図り、市町村の見込量を基に算出しています。市町村では、国が定めた基本指針や過去の実績、地域の実情等を踏まえて、見込量を算出しています。また、障害児入所支援の見込量については、入所給付決定及び措置決定を行う岡山県及び岡山市の見込量を合算して算出しています。

(1) 障害児通所支援

児童発達支援等の障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）は、身近な地域で療育等の通所支援を受け、利用者が将来地域社会で自立して生活していくために重要なサービスです。

ア 現状と課題

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、利用ニーズが高く各圏域・サブ圏域に1箇所以上が設置されていますが、マンパワーの不足及び事業所間での支援内容の差が課題となっています。

医療型児童発達支援は、全県的に利用実績が少なく、事業所は倉敷・井笠圏域に2か所あるのみですが、他の圏域においても事業所の設置を視野に入れながら、適切に対応できる体制を整備しておく必要があります。

保育所等訪問支援は、高梁・新見圏域及び真庭圏域には設置がなく、利用実績も少ない状況であり、集団生活の場に出向いて行うという、通所支援とは異なる支援の形態を生かす必要があります。

また、障害児に対し、早期の療育開始がなされるよう、保健分野、福祉分野及び医療分野の各機関の連携を図る必要があります。

イ 今後の取組

今後国から示される予定の障害児通所支援に関するガイドラインの活用等によって、通所支援事業所の支援内容の充実に努めていきます。また、保育所等訪問支援等を活用しながら、身近な地域の障害児支援の拠点としての児童発達支援センターを中心とした重層的な支援体制の構築を図ります。また、就学時及び卒業時の支援体制の円滑な移行が行われるよう、障害児支援担当部局、子育て支援担当部局及び教育委員会との連携体制を確保します。特に、1歳6か月児健診、3歳児健診で把握された発達障害の疑いのある児への支援体制の整備に努め、適切に児童発達支援事業所等の療育機関への案内を行うことなどにより早期の療育開始につなげていきます。

①児童発達支援

児童発達支援事業所において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

＜児童発達支援の見込量＞

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【人日/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【人日/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【人日/ 月】	
備 前 圏 域	871	4,708	885	4,827	900	4,950	
備 中 圏 域	1,785	12,050	1,857	12,375	1,951	12,746	
美 作 圏 域	274	1,070	290	1,141	298	1,166	
合 計	2,930	17,828	3,032	18,343	3,149	18,862	
再 掲	倉敷・井笠圏域	1,620	11,407	1,648	11,616	1,674	11,810
	高梁・新見圏域	165	643	209	759	277	936
	津山・勝英圏域	254	1,005	260	1,043	263	1,052
	真庭圏域	20	65	30	98	35	114

②医療型児童発達支援

診療所等において、児童発達支援及び治療を行います。

＜医療型児童発達支援の見込量＞

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【人日/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【人日/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【人日/ 月】	
備 前 圏 域	11	85	12	95	12	95	
備 中 圏 域	42	271	42	271	42	271	
美 作 圏 域	0	0	0	0	1	1	
合 計	53	356	54	366	55	367	
再 掲	倉敷・井笠圏域	42	271	42	271	42	271
	高梁・新見圏域	0	0	0	0	0	0
	津山・勝英圏域	0	0	0	0	1	1
	真庭圏域	0	0	0	0	0	0

③放課後等デイサービス

放課後等デイサービス事業所において、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

<放課後等デイサービスの見込量>

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【人日/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【人日/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【人日/ 月】	
備前圏域	945	5,755	1,049	6,392	1,154	7,052	
備中圏域	782	2,676	860	2,908	940	3,143	
美作圏域	200	1,086	210	1,126	220	1,168	
合 計	1,927	9,517	2,119	10,426	2,314	11,363	
再 掲	倉敷・井笠圏域	714	2,475	782	2,686	851	2,899
	高梁・新見圏域	68	201	78	222	89	244
	津山・勝英圏域	179	1,028	184	1,054	189	1,082
	真庭圏域	21	58	26	72	31	86

④保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

<保育所等訪問支援の見込量>

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【人日/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【人日/ 月】	実利用者 数 【人/月】	利用見込 量 【人日/ 月】	
備前圏域	30	55	31	57	32	59	
備中圏域	35	136	51	198	67	260	
美作圏域	1	4	1	4	2	5	
合 計	66	195	83	259	101	324	
再 掲	倉敷・井笠圏域	35	136	51	198	67	260
	高梁・新見圏域	0	0	0	0	0	0
	津山・勝英圏域	0	0	0	0	1	1
	真庭圏域	1	4	1	4	1	4

(2) 障害児入所支援

福祉型障害児入所施設は、障害児入所施設に入所する障害児に食事や入浴等日常生活の基本動作を指導し、家庭に近い雰囲気の中で過ごすことにより退所後の地域生活等への円滑な移行を促し、また被虐待児童等を養護する役割を果たす重要なサービスです。医療型障害児入所施設はそれらに加え肢体不自由児等への治療も行っています。

ア 現状と課題

福祉型障害児入所施設は、被虐待児童を含む障害児の人数を配慮しながら、入所定員を適正に維持していく必要があります。

医療型障害児入所施設は、特に重症心身障害児の受け入れについて、障害児の状態、家庭環境、支援者の状況等を考慮し、適切な入所決定を行っていく必要があります。

イ 今後の取組

障害児入所支援については、入所前の障害児の状況を確認して、入所の必要性を適切に判断するとともに、虐待、家族等支援者が不在となる場合等緊急の入所を行う必要があるケースに速やかに対応できるよう、入所定員の確保を図ります。また、福祉型障害児入所施設については、平成30年度から障害児入所施設のみとして運営するか、障害者支援施設に移行するか、障害児入所施設と障害者支援施設との併設施設として運営するかを判断することとされているため、事業所及び市町村と連携し、施設の入退所状況等の現状や将来見込みを踏まえて、移行について適切な判断が行われるよう支援していきます。

①福祉型障害児入所施設

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

＜福祉型障害児入所支援の見込量＞

単位：実入所人数/月

区 分	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	契約	措置	計	契約	措置	計	契約	措置	計
全 県	35	110	145	36	107	143	33	101	134
岡山市以外	15	65	80	16	62	78	13	56	69
岡山市	20	45	65	20	45	65	20	45	65

②医療型障害児入所施設

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

<医療型障害児入所支援の見込量>

単位：実入所人数/月

区 分	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	契約	措置	計	契約	措置	計	契約	措置	計
全 県	55	43	98	59	41	100	63	37	100
岡山市以外	25	28	53	29	26	55	33	22	55
岡山市	30	15	45	30	15	45	30	15	45

(3) 障害児相談支援

障害のある児童が自立した日常生活又は社会生活を送る上で、障害児相談支援は重要なサービスです。

このため、障害のある児童に対して、障害児通所支援を中心として、保健、医療、福祉、教育等の適切なサービスが多様な事業者から適切かつ効率的に提供されるように障害児支援利用計画を作成することが必要です。

ア 現状と課題

障害児支援利用計画は、平成27年度からは全ての障害児通所支援の利用者に対して作成することとされていますが、平成26年10月末現在の作成率は28%程度となっています。なお、障害児の保護者自身が計画を作成するセルフプランが全体の約20%を占めています。

イ 今後の取組

特に平成27年度において、新規の利用計画が適切に作成されるよう市町村を支援していきます。また、セルフプランについては、障害児の障害の程度、家庭環境、支援者の状況等に応じて、作成の可否について適切な判断が行われるよう支援していきます。

①障害児相談支援

相談支援専門員が、障害児通所支援の申請に係る通所給付決定前に、障害児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、障害児支援利用計画案を作成し、通所給付決定後に、関係機関との連絡調整について便宜を供与するとともに、障害児支援利用計画を作成するものです。

＜障害児相談支援の見込量＞

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	実利用者数 【人/月】	実利用者数 【人/月】	実利用者数 【人/月】	
備 前 圏 域	201	266	331	
備 中 圏 域	326	339	352	
美 作 圏 域	109	113	115	
合 計	636	718	798	
再 掲	倉敷・井笠圏域	253	263	273
	高梁・新見圏域	73	76	79
	津山・勝英圏域	105	107	109
	真庭圏域	4	6	6

第10章 人材の養成・確保と資質の向上等

1 基本的な考え方

福祉サービスは対人サービスであり、サービスは人が支えているという基本的な考え方の下、質の高いサービスが充分提供されるよう、ホームヘルパーや手話通訳者等の障害福祉サービスや市町村地域生活支援事業等を支える人材を必要かつ十分に養成・確保するとともに、その資質の向上を推進していきます。

質の高い福祉サービスの提供を促進するとともに、障害のある人の適切なサービス選択にも資するため、福祉サービス第三者評価事業を推進していきます。

2 人材の確保等について

必要なサービス量が十分に充足されることを目指し、障害福祉サービスや市町村地域生活支援事業等を支える様々な人材の養成確保を進めていきます。特に、行動障害を有する者の特性に応じた支援を一貫して実施できるよう、施設職員や居宅介護職員等を対象に、強度行動障害支援者養成研修の実施に努めます。

養成後においても、研修の修了者に岡山県社会福祉協議会が運営する岡山県福祉人材センターへの登録について周知を図るとともに、サービス提供に従事してもらうよう働きかけるなど、人材の確保に努めます。

※ 各種人材養成の目標については、「第11章 岡山県地域生活支援事業の実施」の章を参照してください。

3 サービスの質の向上について

福祉サービスの質の向上を図るとともに、障害のある人の適切なサービス選択にも資するため、福祉サービス第三者評価事業を推進していきます。(参考資料10-1)

4 障害のある人に対する虐待の防止について

障害福祉サービス等の利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、事業者への指導・監査等を通じて指導を徹底するとともに、事業所における必要な体制整備や従業員等に対して研修を実施する等の措置を講じます。

また、市町村が設置する地域自立支援協議会の活用等により、市町村をはじめ関係機関と連携し、虐待の未然防止、早期発見、適切な対応等が図られるよう虐待防止に向けたシステムの機能向上に努めます。

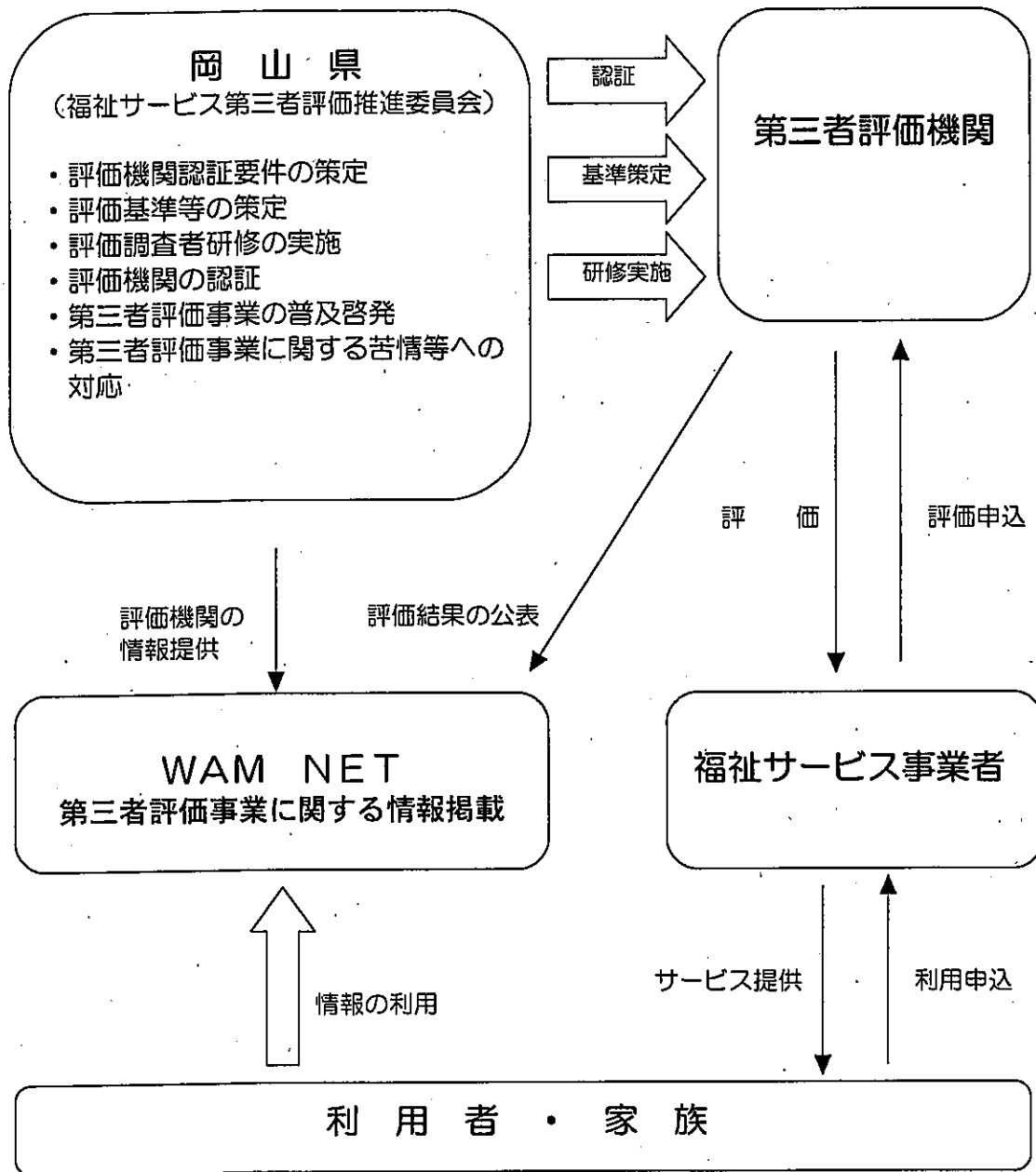
障害者虐待防止法の施行(平成24年10月1日)に伴い、県において設置した県障害者権利擁護センターと、各市町村が設置する「障害者虐待防止センター」が連携しながら、障害のある人の権利擁護を図るため、適正な運営に努めるとともに、高齢者や児童虐待の防止に対する取組とも連携しながら、効果的な体制の構築を図っていきます。

また虐待防止に向けた各種研修会の実施や一般県民を対象としたシンポジウムの開催、権利擁護として、障害者への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材育成・活用の研修を行い、成年後見制度の利用を促進するなどの取組を推進していきます。(参考資料10-2)

5 障害者差別解消法の施行について

障害者基本法における差別禁止の基本原則を具体化するため、障害の有無によって、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」（略称：障害者差別解消法）が、平成25年6月に公布され、平成28年4月から施行されることとなりました。本県においても、法施行に向けて、国が策定する基本方針に即した対応要領の策定や相談・紛争解決の体制整備、障害者差別解消支援地域協議会の設置について検討し、差別を解消するための体制の整備を図っていきます。

＜福祉サービス第三者評価事業＞



- サービス事業者の評価項目例
- ・利用者本位の福祉サービス
 - ・サービスの質の確保
 - ・日常生活支援サービス
 - ・生活環境の整備
- 等

参考資料10-2 障害者虐待防止法の制定

平成23年6月24日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」が公布されました。（平成24年10月1日施行）

この法律の概要は次のとおりです。

目的

- 障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の養護に資することを目的とする。

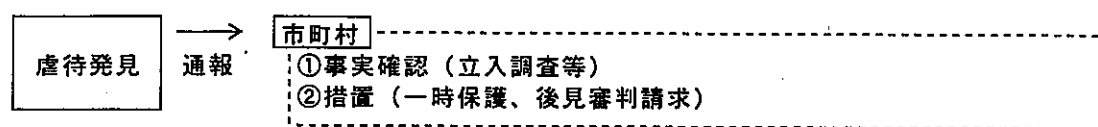
定義

- 障害者とは：身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者
- 障害者虐待とは：①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待

虐待防止策（障害者虐待防止のスキーム）

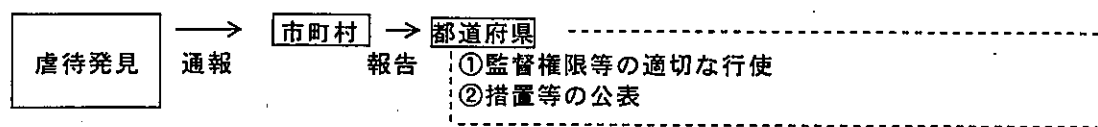
養護者による障害者虐待

【市町村の責務】 相談等、居室確保、連携確保



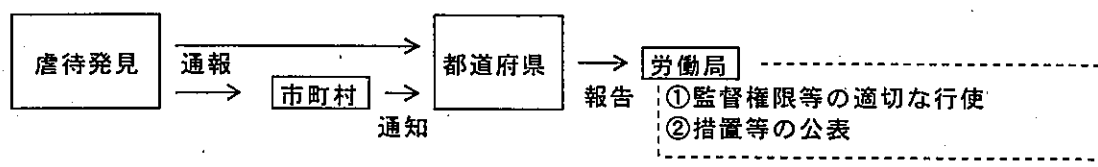
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

【設置者等の責務】 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施



使用者による障害者虐待

【事業主の責務】 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施



※就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じて、この法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律又は高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

第11章 岡山県地域生活支援事業の実施

1 基本的な考え方

都道府県が行う地域生活支援事業では、主に、専門性の高い相談支援や人材育成等の広域的な見地からの支援事業を行うこととされています。

障害のある人のニーズを踏まえた必要な事業の量と質が確保され、円滑なサービス提供が可能となるよう配慮しながら、岡山県地域生活支援事業を推進していきます。

また、多くの福祉サービスが含まれている市町村地域生活支援事業についても、障害のある人のニーズ等を踏まえ、必要なサービスが適切に提供されるよう、財政的な支援を行うとともに、必要な助言等を行っていきます。

なお、地域生活支援事業は、地域の実情や状況に応じて柔軟な事業形態による事業運営が可能な事業とされています。このため、岡山県地域生活支援事業についても、施行の実情等も踏まえながら、新たなニーズ等への対応も可能となるよう、柔軟な事業運営を図っていきます。

2 主な事業の内容

岡山県地域生活支援事業としては、主として次の事業に取り組んでいきます。

(1) 専門性の高い相談支援事業

① 発達障害者支援センターの運営事業

発達障害のある人に対する支援を総合的に行う地域の拠点として岡山市及び津山市に設置した発達障害者支援センターを中心に、専門的な相談支援や関係機関との連携強化等に努めます。

また、発達障害に対する理解促進のための普及啓発や支援に携わる人の研修を行うほか、市町村における発達障害のある人に対する支援体制の整備を促進していきます。

【目標】

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
2箇所	500人/年	2箇所	500人/年	2箇所	500人/年

② 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

高次脳機能障害のある人への支援を行うため、支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置して、専門的な相談支援や関係機関の支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修などを通じ、高次脳機能障害のある人に対する支援体制の整備を行います。

【目標】

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
2箇所	170人/年	2箇所	170人/年	2箇所	170人/年

③障害者就業・生活支援センター事業

障害のある人の就業面と生活面のきめ細かいサポート（就業・生活相談や職場定着等）ができるよう、障害者就業・生活支援センターの運営等を行います。なお、同センターは、全ての障害保健福祉圏域に1箇所ずつ、計3箇所設置しています。
 ※障害者就業・生活支援センターの設置箇所数については、登録者の増加等、障害者の就業・生活支援に係る地域的なニーズの一層の高まりが見込まれることから第3期岡山県障害者計画における障害保健福祉圏域の設定内容等を踏まえ検討を行う予定です。

【目標】

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
実施箇所数	登録者数	実施箇所数	登録者数	実施箇所数	登録者数
3箇所	2,499人/年	3箇所	2,772人/年	3箇所	3,045人/年

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

①手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

聴覚に障害があるため意思疎通を図ることに支障がある人の、自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的として、手話通訳者及び要約筆記者を養成します。

【目標】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者	5人/年	5人/年	5人/年
要約筆記者	10人/年	10人/年	10人/年

②盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

視覚及び聴覚に重複して障害のある人の社会参加を促進するため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

【目標】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
通訳・介助員	11人/年	11人/年	11人/年

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚に障害があるため意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を支援するため、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演、講義等や専門性の高い分野など、市町村での意思疎通支援者の派遣が困難と認められる場合に、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

【目標】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者の派遣	200時間/年	200時間/年	200時間/年
要約筆記者の派遣	200時間/年	200時間/年	200時間/年

②盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

視覚及び聴覚に重複して障害のある人の社会参加を促進するため、養成した盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、盲ろう者のコミュニケーションと情報の保障及び移動等を支援します。

【目標】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
通訳・介助員の派遣	2,400時間/年	2,400時間/年	2,400時間/年

(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

聴覚に障害があるため意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を支援するため、市町村での意思疎通支援者の派遣事業に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応を行います。

(5) 広域的な支援事業

①都道府県相談支援体制整備事業

相談支援事業の推進や、市町村地域自立支援協議会の活性化を図るため、相談支援アドバイザー及び圏域相談支援コーディネーターを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進します。

②精神障害者地域生活支援広域調整等事業

ア 地域生活支援広域調整会議等事業

アウトリーチ事業の実施について、活動状況の把握や定期的なモニタリング、評価、検証等を行うためにアウトリーチ事業支援者連絡会議を開催するとともに、精神障害のある人の地域移行支援に係る調整業務を行うため、精神障害者地域移行推進検討委員会を開催します。

【目標】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
アウトリーチ事業支援者連絡会議	3回/年	3回/年	3回/年
精神障害者地域移行推進検討委員会	1回/年	1回/年	1回/年

イ 地域移行・地域生活支援事業

保健・医療・福祉スタッフ等から構成する多職種による支援体制であるアウトリーチチームを整備するとともに、精神障害がある人の視点からの支援を行うピアサポーターの派遣を実施します。

【目標】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
アウトリーチチーム数(実)	3チーム	3チーム	3チーム
ピアサポーター数(実)	30名	35名	40名

ウ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

大規模災害等の緊急時に専門的な心のケアを行う災害派遣精神医療チーム(DPAT)を整備します。

【目標】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
運営委員会	1回/年	1回/年	1回/年

③ 24時間電話相談事業・ホステル事業

在宅の精神障害のある人やその家族から、24時間、通年受付で生活相談など各種相談に応じるとともに、本人の意思や事情により一時的に入所が必要な人のために、利用期間を限り宿舎を提供します。

【目標】

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
1箇所	250人	1箇所	250人	1箇所	250人

④ 試験外泊事業

精神科病院に入院している退院可能な精神障害のある人が円滑に地域生活に移行できるよう、試験外泊事業を行います。

【目標】

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
1カ所	20人	1カ所	20人	1カ所	20人

(6) 上記のほか任意事業

○ 障害支援区分認定調査員等の養成

円滑かつ適正に障害支援区分の判定等が行われるよう障害支援区分認定調査員や市町村審査会委員等の養成研修を実施します。

【目標】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害支援区分認定調査員	70人/年	70人/年	70人/年
市町村審査会委員	30人/年	30人/年	30人/年

○ 相談支援従事者の養成

障害のある人の意向に基づき、各サービスが総合的かつ適切に利用等されるよう、相談支援事業に従事する人の養成研修を実施します。

【目標】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
初任者研修	200人/年	200人/年	200人/年
現任研修	80人/年	90人/年	100人/年

○ サービス管理責任者の養成

事業所や施設におけるサービスの質を確保するとともに、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等が適切に行われるよう、サービス管理責任者の養成研修を実施します。

【目標】

平成27年度	平成28年度	平成29年度
300人/年	300人/年	300人/年

○居宅介護従事者等の養成

居宅介護や行動援護サービス等が良質かつ適切に提供されるよう、居宅介護事業者等の研修事業者の指定や養成研修を実施します。

ア 居宅介護従事者

指定居宅介護等のサービスが良質かつ適切に提供されるよう、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第528号）」に規定する居宅介護従業者養成研修等について、「岡山県居宅介護従業者養成研修等事業者指定要綱」又は「岡山県障害者外出介護従業者養成研修認定要領」に基づき、研修事業者の指定を行います。

イ 行動援護従事者・強度行動障害支援者

行動援護サービスが良質かつ適切に提供されるよう、行動援護従事者の養成研修を実施します。

また、行動障害を有する人のうち著しい不適応行動を頻回に示す強度行動障害の支援者の養成を併せて実施します。

【目標】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
行動援護従事者	70人/年	70人/年	70人/年

○身体障害者・知的障害者相談員への研修

市町村が委託する身体障害者相談員や知的障害者相談員の相談対応能力の水準の向上を図られるよう、相談員に対する研修を実施します。

【目標】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者相談員	200人/年	200人/年	200人/年
知的障害者相談員	100人/年	100人/年	100人/年

○社会参加促進事業の実施

ア 岡山県障害者社会参加推進センター

障害のある人の社会参加促進の拠点として岡山県障害者社会参加推進センターを運営し、障害者総合相談事業、身体障害者福祉広報活動事業や障害者福祉活動推進事業等により、障害のある人の社会参加の促進を図ります。

【目標】

平成27年度	平成28年度	平成29年度
1箇所	1箇所	1箇所

イ スポーツ・レクリエーション教室等の開催

障害のある人がスポーツやレクリエーションに親しむことを体験できる機会を提供していきます。

【目標】

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
開催数	参加者数	開催数	参加者数	開催数	参加者数
80回程度	約1,140人/年	80回程度	約1,180人/年	82回程度	約1,220人/年

ウ 身体障害者補助犬の育成

障害のある人の行動範囲の拡大等、社会参加の促進を図るため、身体障害者補助犬を育成し、貸与します。

【目標】

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
育成頭数		育成頭数		育成頭数	
盲導犬、介助犬又は聴導犬 1頭/年		盲導犬、介助犬又は聴導犬 1頭/年		盲導犬、介助犬又は聴導犬 1頭/年	

エ 移動支援事業者情報提供事業

重度の視覚障害のある人が、都道府県・指定都市間を移動する場合に、その目的地において必要となるガイドヘルパーの紹介・斡旋・情報提供を行います。

【目標】

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数
1箇所	9人/年	1箇所	9人/年	1箇所	9人/年

○生活訓練等の実施

ア 自立支援拠点活動支援事業

視覚障害のある人・聴覚障害のある人の福祉増進や自立支援を行う拠点として設置されている岡山県視覚障害者センターや岡山県聴覚障害者センターを中心として、障害のある人の生活に必要な各種講習会等を行います。

【目標】

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
受講者数		受講者数		受講者数	
1,000人/年		1,000人/年		1,000人/年	

イ オストメイト社会適応訓練

オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）に対して、日常生活上必要な装具の使用方法等についての訓練・指導を行います。

【目標】

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
11回	25人/回	11回	25人/回	11回	25人/回

ウ 音声機能障害者発声訓練

疾病等により喉頭を摘出して音声機能を喪失した人に対して、発声訓練を行います。

【目標】

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
33回	30人/回	33回	30人/回	33回	30人/回

○情報支援等の実施

ア 手話通訳者設置事業

岡山県聴覚障害者センターに手話通訳者2名を配置し、会議等の通訳を行うとともに、聴覚障害のある人の各種相談に対応するなど、コミュニケーション支援に努めます。

【目標】

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
箇所数	活動件数	箇所数	活動件数	箇所数	活動件数
1箇所	200件/年	1箇所	200件/年	1箇所	200件/年

イ 字幕入り映像ビデオライブラリー事業

テレビ番組等に字幕、手話を挿入したビデオカセットテープ（またはDVD）を貸し出し、聴覚障害のある人への情報提供に努めます。

【目標】

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
新規利用登録者数		新規利用登録者数		新規利用登録者数	
40人/年		40人/年		40人/年	

ウ 点字による即時情報ネットワーク事業

点字によらなければ、日常生活に必要な情報を得られない視覚障害のある人に対して、点訳化された情報を迅速に提供するとともに、希望する利用者に対してメール版を配信することで社会参加を促進します。

【目標】

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
箇所数	登録者数	箇所数	登録者数	箇所数	登録者数
1箇所	60人/年	1箇所	60人/年	1箇所	60人/年

○障害者IT総合推進事業の実施

ア 障害者ITサポートセンター運営事業

障害のある人の在宅就労やITの利用促進を図る拠点として障害者ITサポートセンターおかやまを運営し、IT利用に関する総合的な相談等に応じます。

【目標】

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数
1箇所	1,000人/年	1箇所	1,000人/年	1箇所	1,000人/年

イ 重度障害者在宅就労促進特別事業

在宅の重度の障害のある人に対して、情報機器やインターネット等を活用し、在宅で就労するための訓練等の支援を行うバーチャル工房おかやまを運営します。

【目標】

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数
1箇所	14人/年	1箇所	14人/年	1箇所	14人/年

ウ パソコンボランティアの派遣等

障害のある人のパソコン使用に際し、その操作方法等についてサポートを行うパソコンボランティアを養成し、障害のある人からの要請に応じて派遣します。

【目標】

平成27年度	平成28年度	平成29年度
派遣数	派遣数	派遣数
25人/年	25人/年	25人/年

参考資料11 市町村地域生活支援事業の概要

県で直接実施する事業のほか、障害のある人にとって最も身近な自治体である市町村において、県と連携しながら、以下の事業を実施しています。

①理解促進研修・啓発事業

- ・障害者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

②自発的活動支援

- ・障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

③相談支援事業

- ・障害のある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。
- ・また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

- ・補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な知的障害又は精神障害のある人に対し、費用を助成します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

- ・市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援するため、研修会の開催や地域の実態把握、検討会の開催等による体制整備を行います。

⑥意思疎通支援事業

- ・聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者、要約筆記者等の派遣などを行います。

⑦日常生活用具給付等事業

- ・重度の障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。

⑧手話奉仕員養成研修事業

- ・聴覚障害のある人との交流活動の促進、市町村の広報活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

⑨移動支援事業

- ・屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。

⑩地域活動支援センター

- ・障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動を行う場の提供、社会との交流の促進等を行います。

⑪その他の事業

- ・市町村の判断により、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができます。

例：福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加支援事業 権利擁護支援事業 就業・就労支援事業 等

第12章 計画目標等における実績把握・分析評価等

県では、今後、この計画に基づき、障害福祉サービスの充実を図っていきます。また、この計画については、市町村も含め、様々な関係者に周知等を図っていきます。

計画は、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要です。

このため、成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関係施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講ずるものとします。中間評価の際には、岡山県障害者施策推進審議会等において意見を聴くとともに、その結果について公表を行っていきます。

また、計画の実施に当たっては、市町村、事業者、関係機関、関係団体等との連携を一層強化し、ネットワークの充実を図ります。

参考資料 1

第 4 期岡山県障害福祉計画策定に係るアンケート調査結果（抜粋）

第 4 期岡山県障害福祉計画の策定に当たり、平成 26 年 6 月から 8 月にかけて、障害のある人 2,100 人（回答者 1,336 人）を対象に生活実態や支援ニーズ等に関するアンケート調査を実施しました。

調査結果のうち、「地域で生活するためにあればよいと思う支援」、「障害者の就労支援として必要なこと」及び「今後のサービスの利用の意向」などの状況は次のとおりでした。

1 地域で生活するためにあればよいと思う支援

地域で生活するためにあればよいと思う支援は、全体では「障害者に適した住宅の確保」が 42.7% と最も高く、次いで「経済的な負担の軽減」(41.4%)、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(41.1%)、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」(35.7%) となっています。

障害別にみると、身体障害のある方は、「障害者に適した住居の確保」が 47.8% と最も高く、知的障害のある方は「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 41.3% と最も高くなっています。

2 障害のある人の就労支援として必要なこと

障害のある人の就労支援として必要なことは、全体では「職場の障害者理解」が、43.0% と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に理解があること」(34.2%)、短時間勤務や就労日数等の配慮」(29.4%)、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」(26.9%) となっています。

障害種別ごとにみると、身体障害のある方、知的障害のある方は「職場の障害者理解」が最も高く、精神障害のある方（入院患者）は「通勤手段の確保」、「職場の上司や同僚に理解があること」、精神障害のある方（在宅者）、発達障害のある方は「職場の上司や同僚に理解があること」が最も高くなっています。

3 今後のサービスの利用の意向

今後どのようなサービスを利用したいかについては、相談支援が 43.6% と最も高く次いで、施設入所支援 (30.5%)、生活介護 (30.3%)、自立訓練（機能訓練、生活訓練）(28.3%)、短期入所（ショートステイ）(28.0%)、居宅介護（ホームヘルプ）(27.4%) となっています。

4 障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無

障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無は、全体では「ない」が41.7%と最も高く、次いで「ある」(25.4%)、「少しある」(23.5%)となっています。

障害種別ごとにみると、知的障害のある方、精神障害のある方（在宅）、発達障害のある方は「ある（「ある」と「少しある」の合計）が「ない」を上回っています。

また、どのような場所で差別や嫌な思いをしたことについては、外出先（46.8%）住んでいる地域（31.7%）、学校・仕事場（30.9%）、余暇を楽しむとき（17.7%）、病院などの医療機関（14.8%）となっています。

5 自由意見（主なもの）

- ・人の目が気になる（ジロジロ見られているよう）
- ・聞こえないことで、会議・会話に参加できない。
- ・障害者同士で差が大きすぎる。
- ・周囲から、障害の程度がわからないためか理解していただけない。
- ・行政の福祉担当職員が少ない、障害特性に対応してもらえない。
- ・公的機関や施設の関係者も、もっと障害者についての理解や、温かい対応が出来るよう努力をお願いしたい。
- ・就労支援B型に通っているが、相変わらずの低賃金である。
- ・援助者と一緒に外出した際に、本人に独り言や奇声があるため、周囲の大人や子どもからの視線が非常にきついつと感じられる。
- ・誰もが地域で暮らすことが幸せにつながるとは考えないでもらいたい。本人も家族も施設に入所している事によって安心している（知的障害者）。
- ・障害の程度は個々に違いがあるので、もっと障害者の声を聞いて欲しい。
- ・福祉サービスを受けようと思っても、どんなものがあるのかあるかわからないので細かく情報発信して欲しい。
- ・障害者が高齢になる時代となっており、それに対する対策を進めて欲しいと願う。
- ・小・中・高の子どもたちに、障害者への偏見をやめて欲しい。
- ・年老いた両親はいるけれど、グループホームでの生活の後、親亡きあとが気がかり。
- ・事業所が躊躇無く、グループホームを設置することが出来るよう、行政としても支援をしていただきたい。

参考資料 2

○岡山県障害者施策推進審議会条例

(趣旨)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県障害者施策推進審議会（以下、「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 学識経験のある者
- 三 障害者

四 障害者の自立と社会参加に関する事業に従事する者

2 前項第二号から第四号までの委員の任期は、2年とする。ただし、同項第二号から第四号までの委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第二号から第四号までの委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、保健福祉部において行う。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十二年岡山県条例第六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和三十二年条例第三六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年条例第四号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年条例第九号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第一条の改正規定中「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改める部分は、公布の日から施行する。

(平成六年規則第三六号で平成六年六月一日から施行)

附 則 (平成一二年条例第九六号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一七年条例第五三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年条例第三八号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条及び次項の規定は規則で定める日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条及び次項の規定は規則で定める日から施行する。

(平成二十四年規則第四十六号で平成二十四年五月二十一日から施行)

(経過措置)

- 2 第二条の規定による改正前の岡山県障害者施策推進協議会条例第一条に規定する岡山県障害者施策推進協議会は、第二条の規定による改正後の岡山県障害者施策推進審議会条例第一条に規定する岡山県障害者施策推進審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

○岡山県障害者施策推進審議会運営要綱

岡山県障害者施策推進審議会条例(昭和46年岡山県条例第50号)第6条の規定に基づき、岡山県障害者施策推進審議会運営要綱を次のように定める。

(所掌事項)

- 第1条 岡山県障害者施策推進審議会(以下「審議会」という。)は、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務を行うものとする。

(会議)

- 第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

(議長)

- 第3条 会長は、会議の議長となり、議事を整理するものとする。

(部会)

- 第4条 審議会は、所掌事項にかかる専門事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、会長の指揮を受け、部会の事務を掌握し、部会の経過及び結果を会長に報告する。

5 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(説明聴取)

第5条 会長は、必要に応じ適当と認める者の会議への出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(議事録)

第6条 会長は、議事の経過について議事録を作成するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

○岡山県自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項に規定する協議会として、岡山県自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、地域における障害のある人への支援体制の整備に関して必要な事項及び障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する施策の計画的な推進について必要な関係機関等の連携強化を要する事項の協議に関する事務を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で構成する。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とする。なお、再任は妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、所掌事務にかかる専門的な事項の協議を行うため、部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、岡山県保健福祉部障害福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

参考資料 3

岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会委員名簿

平成27年 2月13日現在

○岡山県障害者施策推進審議会委員名簿 (50音順)

任期：平成26年6月1日～平成28年5月31日

氏名	職名
1 綾部 小百合	岡山県精神障害者家族会連合会事務局長
2 岡野 茂一	岡山県手をつなぐ育成会副会長
3 生水 哲男	倉敷市保健福祉局長
4 片岡 美佐子	公 募 委 員
5 小池 将文	川崎医療短期大学副学長
6 徳弘 昭博	吉備高原医療リハビリテーションセンター院長
7 永井 美代子	岡山県身体障害者福祉連合会副会長
8 中島 洋子	まな星クリニック院長
9 永田 恵子	(旧)岡山県雇用開発協会会員
10 難場 誠二	公 募 委 員
11 濱田 敏子	県立東備支援学校校長
12 平松 卓雄	岡山県社会福祉協議会常務理事
13 福島 益子	岡山県難病団体連絡協議会事務局
14 南 真琴	公 募 委 員
15 森脇 久紀	岡山県議会議員
16 薬師寺 明子	美作大学准教授

○岡山県自立支援協議会委員名簿 (50音順)

任期：平成26年12月15日～平成28年5月31日

氏名	職名
1 綾部 小百合	岡山県精神障害者家族会連合会事務局長
2 岡野 茂一	岡山県手をつなぐ育成会副会長
3 小池 将文	川崎医療短期大学副学長
4 永井 美代子	岡山県身体障害者福祉連合会副会長
5 中島 洋子	まな星クリニック院長
6 永田 恵子	(旧)岡山県雇用開発協会会員
7 濱田 敏子	県立東備支援学校校長
8 平松 卓雄	岡山県社会福祉協議会常務理事
9 福島 益子	岡山県難病団体連絡協議会事務局
特別委員 片山 健	岡山県相談支援専門員協会会長
特別委員 大月 政和	岡山障害者就業・生活支援センター課長

参考資料 4

第 4 期岡山県障害福祉計画策定経過の概要

- 平成 26 年 5 月 15 日 国の基本指針の一部変更の告示(厚生労働省告示第 231 号)
- 10 月 3 日 障害福祉に係る市町村等担当者説明会の開催
- 10 月 31 日 第 1 回岡山県障害者施策推進審議会の開催
- 11 月 17 日 障害福祉に係る市町村等担当者説明会の開催
- 12 月 15 日 岡山県自立支援協議会の設置
- 12 月 15 日 第 2 回岡山県障害者施策推進審議会・第 1 回岡山県自立支援協議会の合同開催
- 平成 27 年 1 月 7 日 パブリックコメントの実施(平成 27 年 2 月 6 日まで)
- 1 月～2 月 障害団体ヒアリングを実施
- 2 月 23 日 第 3 回岡山県障害者施策推進審議会・第 2 回岡山県自立支援協議会の合同開催